

1. 議事日程（令和元年第4回北広島町議会定例会）

令和元年12月10日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- |         |   |
|---------|---|
| 梅 尾 泰 文 | ①山林整備をどう考えるか<br>②空き家をどう定住につなげるか               |
| 美 濃 孝 二 | ①保育士確保のため給与上乘せなど処遇改善を<br>②事業ごみ、ホープタクシーのその後を問う |
| 山 形 しのぶ | 北広島町の強みをどう考えるか                                |
| 大 林 正 行 | 火災予防の取り組みを問う                                  |
| 服 部 泰 征 | 災害避難所の運用と状況は                                  |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 濱 田 芳 晴  | 2 番 美 濃 孝 二  | 4 番 湊 俊 文    |
| 5 番 敷 本 弘 美  | 6 番 森 脇 誠 悟  | 8 番 山 形 しのぶ  |
| 9 番 亀 岡 純 一  | 10 番 梅 尾 泰 文 | 12 番 服 部 泰 征 |
| 13 番 伊 藤 淳   | 14 番 中 田 節 雄 | 15 番 大 林 正 行 |
| 16 番 宮 本 裕 之 |              |              |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 3 番 真 倉 和 之      11 番 室 坂 光 治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |                |                  |                |
|----------------|------------------|----------------|
| 町 長 箕 野 博 司    | 副 町 長 中 原 健      | 教 育 長 池 田 庄 策  |
| 芸北支所長 清 見 宣 正  | 大朝支所長 竹 下 秀 樹    | 豊平支所長 益 田 智 幸  |
| 危機管理課長 野 上 正 宏 | 総務課長 畑 田 正 法     | 財政課長 植 田 優 香   |
| 企画課長 砂 田 寿 紀   | 税務課長 矢 部 芳 彦     | 福祉課長 細 川 敏 樹   |
| 保健課長 福 田 さ ち え | 農林課長 落 合 幸 治     | 商工観光課長 沼 田 真 路 |
| 建設課長 川 手 秀 則   | 町民課長 迫 井 一 深     | 上下水道課長 中 川 克 也 |
| 消 防 長 石 井 雅 宏  | 学校教育課長 石 坪 隆 雄   | 生涯学習課長 西 村 豊   |
| 会計管理者 畑 田 朱 美  | 国土調査事務所長 中 川 俊 彦 |                |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですが、12月5日の本会議において、提案説明に誤りがあり、訂正の申し出がありましたので、これを許します。町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 12月5日の本会議におきまして、議案第97号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明の中で、事項別明細書、歳入1ページ、5款1項1目、一般会計繰入金の補正後の合計額を、16億1187万2000円と説明しましたが、正しくは1億6187万2000円です。訂正し、お詫びいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

- 議長（宮本裕之） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とし、また、質問及び答弁においては、簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて、一般質問を行ってください。10番、梅尾議員の発言を許します。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。今回の一般質問で、私は60回目を迎えます。年4回の定例議会で一般質問をしました。その結果、掛け算をしてみたら、15年になるんだなというふうに今思っているところであります。前置きは、この程度にしまして、大綱2点について、一般質問の通告をしておりますので、一般質問を始めさせていただきます。1問目は、山林整備をどう考えるかであります。我が町の面積は646㎢と、非常に広いわけでございます。とりわけ山林については、83%から86%ぐらいだというふうに、私は記憶をしているわけでありまして、非常に山林の面積も広うございます。整備がされていない山林では有害鳥獣が増えて、山林や農作物にも非常に影響が出ているというのは、我が町だけではなくもちろんありませんけれども、非常に深刻な問題になっているわけでありまして。まず最初に、646㎢のうち、国土調査が進んでいるわけでございますけれども、全て進んでいるという状況にはないというふうにお聞きをしております。まず、国土調査が終了している内訳を旧町ごとに山林、耕地部分について、まずお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 国土調査事務所長。
- 国土調査事務所長（中川俊彦） 国土調査のご質問ですので、国土調査事務所から答弁申し上げます。

ます。国土調査の終了している内訳を旧町ごとに申し上げます。耕地部につきましては、4地域とも調査が終了しております。山林部につきましては、芸北地域と豊平地域が終了しておりますが、大朝地域と千代田地域においては、現在調査中です。両地域の平成30年度末時点の進捗状況でございます。大朝地域の山林部77㎏のうち47㎏が終了し、山林部の進捗率は61%。千代田地域の山林部144㎏のうち26㎏が終了し、進捗率は18%となっております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 旧町でいえば、千代田地域と大朝地域が、山林部についてまだ未調査であるということであります。大朝については、進捗状況が61%、千代田については、わずか18%ということ、今お伝えを願いましたけれども、これから、この国土調査を進めていかれる、今でも進めていかれておりますけれども、どのような方法で進めていくのか。今まで行ってきた、所有者の方たちに立会をお願いをして進めるというふうな方法で行うとすれば、随分と、何十年も先になるであろうと。調査が終了するのは、そういうふうな状況であろうというふうに思うわけでありますが、今まで同様の方法で調査をしていくのか、これから先に、違う方法でスピードアップを図っていき、土地の所有者等に理解をしていただくというような方法があるのかどうかをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 国土調査事務所長。

○国土調査事務所長（中川俊彦） 今後何年かかるのか、早く進める方法のご質問でございます。ただいま未調査面積が現時点で150㎏ございますが、近年の年間の調査面積では1㎏程度でありますので、終了時期が見込めない状況でございます。早く進める手だてですが、調査の進まない原因として、所有者が、境界が分からないため、境界確定ができないことや、相続登記等がなされていないため、所有者調査が難航していることなどがあります。これらの解消のため、国は、国土調査法の改正を予定しておりまして、所有者確認等の事務の効率化を図ることとしております。また、現地調査については、航空レーダー測量、空中写真等の新技術の導入などが検討されています。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今答弁がありましたように、隣地との境が分からないというふうな状況があるので、伐採にしても、売買にしても、植林にしても、相続もうまくいっていないという、そういう状況の中で、なかなか森林の、山の整備が進めていくことができない、国土調査が進めていくことができないというようなことがあります。まず、国土調査を済んでいるところは当然あるわけですから、残っているところをできるだけ早く国土調査をして、権利関係をしっかりし、隣地との境も何らかの方法でしっかりする。そういうことをしていかないと山林の保全管理ができにくいという状況であろうというふうに思います。ですから、いずれにしても国土調査をするということからでないと、なかなか有害鳥獣の問題にしても、山が荒れるという問題にしても解決できないというふうに、その物事は流れができていくというふうに思います。当面、今のやり方でない方法も今答弁されましたけれども、仮に今までの方法ですとすれば、今の人数で何年かかっているのか。これも国の予算も関係することでありまして、町の予算も関係することでありまして、仮に当町が一気にやりますよというふうなことになる方法もあるのかもしれませんが、当面どのような状況が今あるのかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 国土調査事務所長。

○国土調査事務所長（中川俊彦） 今後何年ということですが、先ほど申しましたように、近年の年間の調査面積では、1㎏程度でございますので、単純に、今150㎏あと残っておりますので、1㎏ベースでいけば150年かかってしまいますので、仮に3㎏でしたら、50年ということになると思いますけれども、すみません、繰り返しになって申し訳ないんですけども、これらを解消するために制度改正後の準則等で照らして、今後の事務を効率化を進めていきたいと思っております。併せて、最新のリモートセンシングというらしいですけども、航空レーダー測量、空中写真等を使用して、山に登らずに、集会所等で境界の確認をしていって、時間短縮を図るといふような方法を、併せて導入を検討して、スピードアップにつなげてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） なかなか、歯切れのいい答弁というのは難しいだろうというふうに思います。150㎏今残っていますよ、1年に1.5㎏ずつしか事業ができないとすれば150年かかります。その面積を少し、短縮をすれば50年ぐらいですよというふうな言い方がありますが、いずれにしても個人の財産の境界等でありますけれども、今、どこの県、市町にしても国の力、あるいは市町の力で、それぞれの方たちの権利をしっかりとさせるような国土調査が進んでいるわけにありますから、急いで新しい技術を採用しながら、今ありました、空からそういう境ができるような方法、現地に行かなくてもという意味だろうというふうに思いますけども、そういうふうなスピードアップを図っていって、山の管理がしっかりできる、家族の方にも相続をできるような方法の基礎をまず作る必要があるだろうというふうに思います。もう少し後に、また詳しいことをお聞きしたいというふうにも思いますけども、今これまで、権利のはっきりした山林の整備については、2007年度に広島県が導入しました、ひろしまの森づくり事業というのがあると思うんですけども、それによって、個人、あるいは団体が里山を整備してきたということでもあります。これが12年すでに経過をしておるといふふうに思います。その森づくり事業で、この町の方たちがどのぐらいこの事業を利用して、面積もそうありますけども、どのような効果が出てきたのか、この事業については、多分、広島県の県民税の均等割部分が使われて、北広島町には全く予算を出さなくてもできる事業だというふうに、私は思っているんですけども、その事業がどの程度利用されて、どの程度の効果が認められたのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 天然林整備及び竹林整備、マツクイムシの被害林整備、これを合わせまして、12年間で補助件数が372件、整備面積が約246ha、補助金の額の総額が1億7210万4000円の実績となっております。事業効果といたしましては、景観保全、防災対策、有害鳥獣害の対策等の効果があったというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私もこの事業に関わらせていただいたことがありますので、その中の1件、372件のうちの1件がそれなのかなというふうに思いますが、面積的にも246haということで、非常に広いというふうに判断するのがいいのか、逆なのかというのは分かりませんが、1億7000万円程度、北広島町の里山の整備に使っているということが明確になったのかなというふうに思います。そのことをしていくためにも、もう一度国土調査のほうに戻りますけども、していくためにも、誰の山で、どこが境で、どこまで切って、どこまで伐採した後

に植えていくのか、健康林を保っていくのかということが、明確にないといけない事業ではないのかなというふうに理解するわけですが、そこからしても国土調査を急いで進めなくてはならないのかなというふうに思います。これは国土調査の係のトップの方に聞いても、返ってくる答えは、先ほどと変わりがないというふうに思いますので、そのところは一生懸命国土調査をしていくよということを要請をしておきまして、さらに農林課長のほうに質問しますが、森林所有者が森林を管理できないという場合も、先ほどからずっと言っていますけれども、その場合、市町がその森林を管理をする、あるいは林業経営者にその管理をお願いするというふうな制度が、今年の4月から制度が始まったんじゃないかなというふうに思っていますが、これらの流れと、今、森林を整備していこうということの突き合わせた事業内容を、少しだけこの場で説明をいただきたいというふうに思います。それともう一つ加えて、これはまた課が変わるんかもしれませんけれども、今の流れと、森林環境税、これは2024年からスタートするというので、まだスタートしていない事業でありますけれども、これらの事業の啓発もこれからしていけば、もっと森林を、環境を守っていくために利用できるんだよというふうなことがあるかもしれませんので、少し先取りではありますけれども、この状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） ご質問の森林経営管理に関することと、森林環境税、これに関することについてご答弁申し上げます。今年の4月に施行されました森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度についてでございます。この制度の基本的な考え方は、まず、森林所有者に森林の経営や管理の責務があることを明確にし、適切な管理を促すこととでございます。そして、森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合、この場合、市町村が経営管理の受託、所有者からの委託を受けるというものでございます。このためには、町が森林所有者の管理の状況を把握する必要があるため、現在、人工林を対象に意向調査を実施するというところでございます。また、この制度の財源としまして、森林環境譲与税が今年度から市町村に交付をされています。この譲与税自体は、令和6年より新たに課税される森林環境税を税源とするということをご承知しております。この森林環境譲与税は、森林経営管理制度に基づく意向調査の経費に充てます。また、調査の結果、森林所有者自らが経営管理ができないとする人工林のうち、林業経営に適さない山林の整備経費に充当することを予定しております。このほか、森づくり事業の対象となっていない事業、例えば、間伐材利用や公共施設の木質化事業等にも計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） なかなか、先のこともありますし、森林経営のことについて、なかなか森林で経営が成り立つという状況にないところに持って行って、経営をというふうに言われても、もう既に放棄に近いような、荒れ地に近いような山になっているわけですから、これを啓発していき、周知をしていき、理解をしてもらい、事業を展開していくというのは、なかなか容易なことではないんだろうというふうに思います。であっても、放棄をしてもらっては困るわけですから、何らかの方法で、山の経営が難しい、森林経営が難しいと言われる方について、市町に受託をするというふうな方法を熱心に取り組んで、丁寧に行っていかななくては、本当に進んでいかない状況であろうというふうに思います。そのことを困難であってもしていかない限り、山の荒れは止まらないし、有害鳥獣の被害を訴えるだけで、何の解消に

もならないというふうに、今の状況はなっているというふうに思いますから、そこら辺も併せて、今後どのように啓発なりしていこうというふうに思われていますか、お聞きをします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） この新たな森林管理制度というものの趣旨でございますけれども、農地の中間管理機構というふうなものが、今現在農地の場合あるわけでございますが、これの森林版というふうなことをイメージしてもらえればよいかと思えます。まず森林の、自分で整備できないという森林を町が受託をしまして、それをまとめた形で、民間の林業経営体のほうに再委託、実施権を渡すというふうな内容でございます。個々ではなかなか経営が成り立たない森林経営でございますが、これをまとめると、いわゆる大規模化するとコストが下がるというふうなことが、この事業の肝となるところではないかと思えます。一遍にはできませんので、地区を決めまして、一山100ha、200ha単位で調査をして、その中でまとめるという作業をして、それから、今放棄されている人工林の整備を進めていきたいと思えます。啓発につきましては、さまざまなメディア、広報等を使いましてやっていきたいと思えますが、地区をまず決めていくということから始まりますので、その地区については、また説明会等を開いていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 天然林、人工林等の整備について、今説明がありましたけれども、これから地区を決めて整備に入ることではございますが、地区を決めようというても、国土調査がしていないところの地区指定をするということは、私は到底困難であろうというふうに思えます。国土調査をしたところならできるけれども、そうでないところならできないよというふうなことを私、今頭の中でイメージしていますが、そうすると、二重にも三重にもわたる放置状態、手が付けられないというふうな状況になるんじゃないかと。特に、国土調査が済んでいないところに権利関係、境が分からないところへどうして入って行って、こういう作業ができるのかというふうなこと、私、今もイメージしていますが、国土調査をしてないところは立ち入ることができるのじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 先ほど申し上げました、新たな森林経営管理制度におきましては、放置されている人工林、天然林じゃなくて人工林のほうの整備をするというのが主目的となっております。また、国土調査が終わってない山林については、立ち入ることができないかというふうなご質問でございますけれども、おっしゃられるとおり、意向調査自体大変困難であると思えます。また、それができたとしても、今度は境界がはっきりしてないために、町が管理をする、あるいは民間事業者が施業するというときには、これも大変困難であると思っておりますので、町といたしましては、まず、国土調査済みの人工林のある林山、一つの山、これを対象にして、まずは進めていこうというふうに思っておりますのでございます。ただし、天然林につきましては、森づくり事業で対応してもらっておりますけれども、これについては、国土調査の有無に関わらず、施業実施はできるというふうに思っております。ただし、やっぱり隣接地との境界の確認、所有者同士の境界確認は当然必要であるというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） わりと詳しくお伝え願ったので、大分理解をできたわけではございますが、い

ずれにしても、国土調査ができていないところは、いろいろな事業しようと思っても困難がありますよということは、しっかりと理解できたわけですが、有害鳥獣の駆除であるとか被害であるとかというのは、議会の本会議の中でも一般質問等が出たりしますけれども、今、山林の整備をしていって、バッファゾーンと言うんですか、緩衝地帯、中立地帯を作って、獣が暮らせるところ、人間が暮らせるところ、その境をバッファゾーンと言うんだそうですが、それを作って、住み分けをして被害が耕地部分に至らないようにしていこうというふうなことが必要だろうというふうに思います。そういうことに、これからいろいろな地域で協力、努力をしながら、バッファゾーンを作っていく、有害鳥獣の被害に遭わないというふうな対策をしてもらいたいというふうに思いますが、町のほうとして、有害鳥獣対策についてのバッファゾーンということの考え方を、少し詳しくお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 有害鳥獣対策のバッファゾーン整備につきましては、里山における鳥獣の隠れ場所をなくし、人里と山林の距離を保つとともに、鳥獣とすみ分ける場所を確保する上で有効な事業と考えております。これまで同様に森づくり事業を活用して、積極的な取り組みを推進してまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） なかなか難しいことではあるかもしれませんが、近年いろいろな方と話をするのに、イノシシ等は減ってきたねというふうなことではなくて、増えているというふうに聞いています。私の地域も電気牧柵をして入ってこないよというふうなことをしていますが、しっかり入ってくれてますし、電牧を切って入ったりしているというふうな状況には変わりがないわけでありまして。ということは増えていると、イノシシもシカも増えているというふうに認識をしていますけれども、そこら辺のところ、しっかりと対策等考えていただければというふうに思っています。もう一度、国土調査のほうに戻りますけれども、境が、私の山と隣の人の山の談合図を見れば、並びは分かるんですが、境が分からない。植えてある木を見れば、ここまでが私のところで、ここまでがよそなのかなというふうなことも、現地に行けば分かるところもありますけれども、なかなか分かりにくいと。先ほど国土調査事務所長が話をされた、空からの測量によって、現地に行かなくても面積が出せるような方法があるやに聞きました。私も日本の国土の総面積は分かっておりますし、この北広島町の面積も646.2何とか平方キロメートルというのが分かっているわけでありまして。耕地部分は全部、国土調査を終了しているということでありまして、その残りの部分を国土地理院が出している数字から、国土調査が終わっている数字を引いたら、残りの面積が分かるわけでありまして。それと山も全て残っているわけじゃないわけでありまして、机の上でも、空の上からでも、残りの面積を、残っている土地台帳で、まだ地図が確定してないものを引き算で出していき、案分で数字を作って、皆さんに了解を求めるというふうなことをすれば、それは手続は当然要るわけでありまして、かなり早いスピードで結果が残せるのではないかと。ただ問題なのは、現在植えている木の種類が、例えば、ヒノキであったり、マツは植えないかもしれませんが、スギであったりというふうな樹種は違うかもしれませんが、植えた人のものになりますが、下の土地の部分については、何ら了解を得られればできるのではないかとというふうに私は以前から、もう20年も前から、そのような思いをしております。山に入って、現地確認をして、境を決めていくというふうなことは、非常に困難で、不可能に近いというふうに思っていますから、

今のような方法で物事ができるのかというのを、まず所長にお聞きをして、トータル的に町長に、今後どのようにすればいいのかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 国土調査事務所長。

○国土調査事務所長（中川俊彦） 先ほど申しました法改正であるとか、新技術の導入も考えながら、より効率的な調査方法により調査を進めてまいりたいと思います。また、国土調査によらずとも、境界の確定が必要な土地につきましては、所有者双方で境界確認を行っていただき、くいを打つなどしていただき、境界確定をしておいていただきたいと思いますと考えております。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今できることは、担当がお答えをしたとおりだというふうに思っております。議員の指摘されるような非常に難しい状況が、今発生しつつある、しているというふうに思っておりますけれども、この国土調査法がどの程度、どういうふうに改定されるかによっても随分変わってこようというふうには思っておりますけれども、それを見た中で、できる範囲で精いっぱい進めていくということしか、現実にはできないのではないかとこのように思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 国土調査の最終的な確認は、やはり双方の確認の上、杭を打つということできないというふうなお答えであったように思いますが、そのことをするという事になれば、本当に長い長い年月をかけてでないと終了しないというふうに思いますが、国土調査事務所長、もう一度、その方法しかありませんか。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。町長。

○町長（箕野博司） 現段階では、そういう方法しかないというふうに思っております。法律に基づいて粛々と進める以外にないと思っております。議員が言われるように、一山全部が誰もどういうふうな状況か分からないというようなことがあれば、理論的には、先ほど言われましたけれども、台帳の面積案分とか、そういうようなことも全員の同意があれば、できんことはないかも分かりませんが、現実的にはなかなか難しいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 国土調査法の改正を待たにや、しょうがないのかなというふうに思いますが、これから、その国土調査をしていくということを前提に考えたら、私が今、私が言うたような方法でないとスピードアップも図れないというふうに思いますから、そういうことを踏まえて、法改正を希望したいというふうに思います。それでは、時間もなくなりましたが、2問目の空き家をどう定住につなげるかということでもありますけれども、数年前に町内の空き家の調査をしていただいたわけではありますが、その数字をお聞きをしまして、住めそうな家、あるいは住めそうにない家、あるいは、住めそうなどころでなくて、もう危険で、いつ崩れるか分からないよというふうな状況の数字をお聞きをしてみたわけではありますが、それから何年か経ちますが、その後調査をしていないということでもありますから、その当時の数字で結構ですから、まず、3つについて、住めるかなと思える家、住めないというふうに思っている家、そして、危険だなというふうに思っている家の数をお知らせください。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 空き家の調査ということでございますが、この調査は、平成26年の1月から12月にかけて調査を行っているものでございます。その時点でということでございますので、そのときの調査の結果ということでご報告申し上げます。戸数は1260戸でございます。

ました。それから、倒壊もしくは倒壊の危険性があるものというものは162戸、それから利用可能と思われるものは797戸でございました。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今、2つの分類に分けて答弁がありましたが、空き家になっているけども住めるのかなということと、利用できる可能性があるのかなというのが797戸ということでありました。それから、調査をされてから7年ぐらいになりますか。その後、危険家屋だなというふうに思っていたものは、当然危険な状況から除去しようと思ったら、崩すか何かしないと、その家は、危険度はますます増すだろうというふうに思いますが、それがその当時162戸というふうになっています。この度の行政報告を見ると、危険空き家ということで、町内で3戸取り壊しをされたというふうになっています。これは、当然本来は、危険家屋の場合は、その家屋の所有者がその危険度を理解して取り除かなくてはなりませんけども、そのことができないという場合には、国の制度を利用したりしながら、危険家屋を崩していくということですが、その行政報告に載っていた3件は、いずれも国の予算を使ってきれいにしたんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 除却補助制度の質問でございますので、建設課のほうからお答えをします。行政報告に載せておりました、令和元年度除却実績が3戸というふうに報告をしておりますけども、これは、空き家対策特別措置法に基づく除却補助制度を利用しております。国、それから町、それから個人の経費で除却を行っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 危険家屋は、できるだけ早く撤去するというふうな方向になっていくんだろうというふうに思いますが、住めるのかなというふうに思われた家が797戸あるわけでありまして、今、定住のために家を空き家バンクというふうなところに、町がしている事業に登録をしているのがありますけども、その空き家バンクに登録されている件数というのは50件程度でありまして、住める家は797戸ぐらいありますが、それぞれの所有者の人の考え方が当然優先するわけでありまして、この町も空き家対策をどうしようかということ、あるいは、定住対策に力を入れているということがあるわけでありまして、その空き家を定住につなげていく努力はしておられると思いますけども、数字としてなかなか出てきていない。800近く住めそうなお家があります。しかし、バンクに登録されているのは50戸ぐらいであります。努力はしておられるんだろうというふうに思いますが、数字として表れてこないということがありますから、そこら辺のところの考え方と進め方について、もっと工夫、努力も必要なんだろうというふうに思いますが、今行われておられる進め方について、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 定住につなげるための空き家確保ということであろうかと思いますが、実は、平成26年度の空き家調査後に空き家と思われる家屋に対しまして、できる限りアンケート調査を行っております。その中で、空き家情報バンクに情報提供いたしまして、興味があるといったような方につきましては直接電話をいたしまして、制度説明など、さらに詳しい意識調査を行いました。それで、空き家情報バンクへの登録へつながったという物件も数多くあります。また、地域によっては、地域独自で取り組みをいただいているところもござ

いますけども、現在のところは、空き家情報バンク制度そのものが、ほぼもう浸透してきているということで、なかなか新たに空き家を発掘ということにはなっておりません。ただ、空き家だけにはかかわらず、移住・定住の件につきましては、定住アドバイザーであったりとか、その方が就職もアドバイスしてくれるということで、そういったところのケアをしていくということで、今取り組みを進めておるところでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 努力はしておられるようであります。空き家の場合、貸しあげてもいいよというふうなことは、アンケートで返ってきたりするわけですが、ただ、家財を、今住んではおられないけれども、家財を何とかきれいにせにゃ住める状況にはならないということでありまして、家財の整理をするのに町のほうで幾らか補助をして、家の中をきれいにすることのお手伝いをしておられるようでありますが、なかなかそれにもつながっていかない。補助の数字が少ないということもあるのかもしれませんが、いえいえそうじゃなくて、お家の中にある家財があまりにも大きいものがたくさんあり過ぎるんだよということであるかもしれませんが、何らかの補助頼りだけではなくて、例えば、言うていいか悪いかというのは分かりませんが、例えば、町内の大工さんや左官さんたちが作っておられる組合なんかをお願いをして、そういう改造も含めて、来ていただくためのお手伝いもしていただくというふうなことの話しかけはできないのだろうか、いろいろな方の力を借りながら、力も借り、知恵も借り、定住につなげていくというふうな方法がないのだろうかというふうに思うわけですが、そこのところの考えをお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 家財処分につきましては、一応補助制度を設けておりまして、空き家情報バンクに登録することを前提として、補助金を交付させていただいております。これは10万円が限度ということでございますが、全ての方が10万円ということではないので、そこまでいらぬ方も利用していただいているというふうに思っております。また、大工さん等のご協力ということでございますが、これ商工会と協定を結ばさせていただいております。なかなか、どこに除却であったりとか、改修の見積もりであったりとか相談をすればいいか分からないという方に対しまして、商工会のほうから、そういった方を少し紹介していただくというふうなつながりを持つというふうな形で協定を結ばさせていただいている。そういった取り組みを進めております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 定住に関わっているいろいろと、町外からも空き家を利用して、居住してこられたという方がいらっしゃいますけども、居住しておられるのは、ネットワークは居住してこられた方が、他の方たちにお伝えをして、居住者を増やしていくというふうなことが大朝や豊平あたりでよく聞くんでありますが、なかなか行政が発信しても啓発しても、なかなか来ていただけないけども、個人が呼びかけをすると、個人対個人のネットワークによって入ってこられる。居住してこられるということを知って聞くと、血の通ったつながりがどうしても必要であろうと。定住をしてもらうためには、いろいろなお世話活動も含めて、お家の改修も含めて、壁が崩れそうなよということも含めて、そういうケアをできる人が身近にいるということが、非常に来る人が安心して頼れるというような状況になっているというふうに思うんで、そういう方たちは、今、アドバイザーのことが出ましたけども、そういう方たちが担って

いただいているのか。いやいやそうじゃなくて、地域地域に、そうは言うても、定住してもらわなくては地域が成り立っていかないという、その危機感が逆にエネルギーになって人を呼んでいるというふうな状況なのかもしれませんけども、そこら辺りをどのように理解しながら進めておられるのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 先ほど、議員おっしゃいましたように、移住者のネットワークということ、非常に、これからこの中山間地域をどう活性化していくかということで、非常に重要なことであろうと思います。これ、要するに口コミということで、一言では語れないとは思いますが、そのためにも、先ほどおっしゃったような制度的なものもあろうかと思えますけども、やはり魅力があるようなまちづくりというものが大前提になってくると思っておりますので、そのことは、空き家バンクなどの物的な情報提供も行いつつ、さらに魅力づくりの施策を進めていって、そのことはちゃんと大きく情報提供していきたいと思っております。また、定住アドバイザーでございますが、直接業者さんを紹介するといったことはしておりませんが、極力、地域の区長さんであったりとか、部落長さんであったりとかいう方を紹介して、定住に向けて、不安のないような形で今関わりを持っていただいているところでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 空き家対策、あるいは定住に力を入れるんだという、本町の方針もあるわけでありまして、いろいろなことを鑑みながら、最後に町長に、今、企画課長が答弁されたような取り組みはしておられますけども、もっと他の市町の取り組みの、多分お聞きになっておられるところがあるろうと思いますので、そこも含めて、最後に、これからのまちづくりについてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） この空き家バンクを利用した定住施策は非常に重要だというふうに思っています。これまでも随分そういう形では進んできているというふうに思っています。他の市町に比べても、本町がリードするような形で進んできているというふうには思っております。しかし、この定住対策だけではなかなかうまくいかない。人口減少が進んでいく中で、市町同士の取り合いになっているという状況もあります。ですから、来られればこれだけお金を出しますとか、極端な話をすると。そういう施策を打つところもありますけども、なかなかそういうことでは解決しない部分もあるというふうに思っています。基本的には、まちづくりをしっかり進めていき、そこに魅力を感じてもらえるというまちづくりをしていくというのが基本であろうというふうに思っていますし、先ほど言われましたように、先に来られた方が、こういうところがあるよ、いいところだよというような情報発信をしていただくことによって、そういう定住も進んでいくんだろうと思っています。今、国のほうでも、そういった反省点に立って、人の取り合いになって、なかなか、全体ではうまくいってないという部分もあって、関係人口というのを増やしていこうという動きがあります。今まではイベント等で交流人口を増やしていこうという動きがありましたが、これでは、一回来て、イベントが終わったら、すぐ帰りますという話ですけども、関係人口というのは、もう少しその地域に入り込んでいただいて、イベントであっても、イベント企画等に参画をしてもらって、あるいは、その地域の課題等も知りながら、その解決と一緒にお手伝いをしていただけるような、一歩進んだ形の関係人口ということで、そういった形でも十分いいのではないかなというふうな考え方があります。中には、

その中から、定住に進む方もおられますけども、まずは関係人口を増やしていこうというよう  
な取り組みも、併せてこれからやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） さらなるご努力を期待をして、質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで、梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。11時5分  
から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 57分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。今回は、今年的一般質問で行った提案が、その後どう  
なったかを中心にお伺いいたします。まず最初に、9月議会で提案した保育士確保についてで  
す。私立保育所では、保育士確保が困難なため、奨学金制度の導入を提案したところ、福祉課  
長は、前向きに考えると答弁しました。来年度予算編成も進んでいると考えますが、導入する  
ことになりましたでしょうか、お願いします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 現在、保育士不足対策の一環としまして、保育士等育成奨学金貸付事業  
について、令和2年度からの導入に向けて検討しておるところでございます。内容としまして  
は、本町で既に実施しております医師・看護師育成奨学金貸付事業とおおむね同様で、対象者  
の居住地は、町内外を問わず、また、貸し付けは無利子とし、町内保育施設での一定期間勤務  
による奨学金返還免除などを考えております。貸し付けの金額につきましては、県内の保育士  
等育成学校としての大学、短大、専門学校の年間授業料等の実態を見ながら、上限額を定める  
方向で検討しているところでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 来年度から実施に向けて検討している。そこで免除になる期間を町内の勤務  
で一定期間と、大体何年ぐらい考えておられますでしょうか。関係者から聞きますと、返済が  
免除になる町内勤務の期間を保育所によっていろいろ違うんで、希望に合わせてはどうかとい  
う意見が出ていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 貸し付けは無利子で、あと償還免除となる条件としまして、現在考えて  
おるところは、医師・看護師の育成事業の内容と同様に貸付期間、数年間という貸付期間に対  
する1.5倍の期間、町内の保育施設に勤務することによって全額の償還免除と。また、その  
期間に満たない場合は、どれだけ満たないかということをも案分して、一部の償還免除とい  
うことで考えておるところでございます。

- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） それで先ほど伺いしたのは、保育所によってさまざまな要望がある。例えば、うちとはとにかく足りないから、3年でもいい。中には、3年では短いから5年働いてもらいたい。島根県では、一般的には5年なんですけど、過疎地域は3年というふうに位置付けています。そういうことを検討するお考えはないでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 保育士不足の実態は、町内8園、私立保育施設がございますが、それぞれの運営状況によって、若干の違いがあるというふうに認識しております。償還免除につきましても、勤務の年数につきましては、やはり一律で町内全域統一する必要があるかと思っております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今、一律ということですが、ぜひ関係者の意見も聞いて、再検討も含めてお願いしたいと思います。奨学金制度の導入は当然歓迎するものですが、保育関係者からは、保育現場で働くことになるには2年から4年かかると。それも大事だが、現在勤務している保育士が辞めてもらっては困るよと。今の職場で引き続き働いてもらえるための支援をしてほしいとの意見が出ています。そこで提案ですが、現在、保育士として働きながら、どこかからか奨学金をもらってやってる方については、その返済している場合、一部を助成するお考えはないかどうか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 既に私立の保育施設で勤務している方が、学生時代に借入れを行って、その借入れの償還金についての件でございますが、いろいろ国の教育ローンであるとか、民間からの借入れとかいろいろあるかと思いますが、それに対する町の償還の補助については、現在では考えておりません。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今、考えていないということですが、東広島市では、奨学金を返済するための費用の一部を助成しているとのことであります。実情をしっかりと調べて、ぜひ実現できるよう、要請をしておきます。次に、その他提案した実習旅費助成、家賃補助、町独自に給与の上乗せについて伺います。答弁では、町全体の財政規模をどうするかを含め総合的に考えるとのことでしたが、どうなりましたでしょうか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） やはり町全体の財政規模については、当然考慮に入れる必要があります。財政規模の縮小が必要とされている現在の状況におきまして、保育士に係る実習の旅費の助成でありますとか家賃補助、あるいは給与の上乗せ等につきましては、現在では、実施することは非常に難しいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 難しいということであります。残念です。北広島町には独自の処遇改善策がないため、11月13日、北広島町に8つある私立の保育所やこども園が加盟する私立保育施設連盟の皆さんが、町長に職員確保及び処遇改善を求める陳情書を提出し、議会にも同様の請願が提出されていますが、その陳情について、町長の所見を伺います。陳情趣旨では、保育士不足が問題となっているが、10月より施行された幼児教育の無償化が、この傾向に拍車をか

けている。そのため、希望園に入園できない隠れ待機児童が多く発生し、今後も続くと予想される。この解消のため、保育士確保並びに長期就労支援を打ち出してほしいと、4項目の要望が行われています。1つずつ伺いますが、まず第1は、北広島町独自の処遇改善加算の創設です。長時間労働にもかかわらず、将来を担う子どもの養護と教育を担う保育士、保育教諭や保育士の補佐、給食調理員等に町独自の処遇改善手当として、給与に上乘せ支給してほしいとのことですが、町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 給与の上乗せ等についてでございますが、保育士の給与上乘せが困難であることと同様に、保育教諭あるいは保育補助者、給食調理員等の職種につきましても、上乘せは困難であり、実施は今のところ考えておりません。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 陳情は出ているけれども、現状考えていないということですが、全国でも保育士の給与は、全産業平均より10万円低く、どの調査でも、賃金引き上げを求める声は圧倒的です。厚生労働省が平成29年度に発表した賃金構造基本統計調査によると、私立保育園で働く保育士の平均給与は22万9000円で、ボーナスは約66万円、住民税や社会保険料などを差し引くと手取りは約18万円前後です。また、20年働いても公立と比べ、月額給与は12万円、年間で144万円も低く、働けば働くほど差が開くとのこと。国の処遇改善等加算の仕組みはありますが、条件である研修を受けるための代替保育士が確保できない。また、適用される人数に制限もあるため、あまり機能していないとのこと。私立の保育士の給与がなぜこんなに低いのか。それは保育士の賃金や処遇を決めている国の公定価格が低いからです。認可保育所の国基準の賃金は、月21万1000円と低い上に、さらに週6日11時間、解消をカバーするため、実際に全国の保育園で働く保育士の数は国基準保育士の1.9倍にもなり、さらに給与を低くしたり、非正規保育士に充てるしかないのが実態です。それで、11月15日、NHKのウェブニュースが「私、保育士辞めます」との特集を組み、全国に衝撃を与えました。保育士さんたちからは、無償化になってからいいことが一つもない。重労働しても報われることはなく、安月給で働かされています。処遇は悪化するばかり、新たな事務仕事も増え、これからが不安。子どもが好きで保育士になり、子どものためにもっと働きたいけど、もう精神的にも体力的にも限界です。保育士の仕事より別の仕事をしたほうが、同じ労働時間でもより稼ぐことができますなど、今の保育現場に起きている異変、心の叫びが紹介されました。このNHKニュースの報道、保育現場の声に、町長はどのような感想を持たれましたか。課長はずっと答えてこられましたけども、ぜひ町長に伺いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 私、直接このNHKのニュースは見ておりませんが、内容は把握をさせていただきます。ニュース報道の内容にあるように、志を持って働き始めた保育士たちが途中で辞めてしまい、保育士不足につながっていくという流れは、全ての保育施設がそうであるとは思っておりませんが、全国的な問題であると感じております。本町におきましても可能な範囲での対策が必要であると考えておりますが、国全体で取り組むべき課題でもありますので、あらゆる機会を通じて、国や県に対して、保育士不足解消へ向けての対策を講じるよう要望をしております。労働力不足、それから働き方改革等が叫ばれている中で、どこの業界もこういう傾向はあろうと思いますけども、特に保育士については、そういう傾向が強いとい

うふうに認識はしております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 実態の様子は掌握している。解決するために国に要望していくと。先ほど紹介しましたように、公定価格が低いということ、さらに、今議論されているのは、土曜日の保育の時間の補償について、下げようかという議論が出ています。上げるどころか下げると。労働力不足も当然解決するんですが、保育士の労働力不足だけじゃなくて、保育士さんが子どもを預かることは、それは預ける人たちが増えるわけですから、全産業の働き手が増えるということになるわけですから、これがしぼんでいきますと働きたくても働けないということに結びついていると思います。現在の保育現場は重労働で、見合わない低賃金や人手不足による保育士の負担の増加で、みんな疲弊していて、どんどん辞めるという悪循環になっているとも言われています。こうした中、11月15日に行った北広島町議会の文教厚生常任委員会と私立保育施設連盟の皆さんとの懇談会でも、同様な北広島町での実態を示す意見がたくさん出されました。福祉課長が同席されていますので、所見をぜひ伺いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 保育士等の人材確保について、どの施設も大変苦慮されている実態を改めて感じたところでございます。多くのご意見、要望がありましたが、全てについての対応はできないものの、可能なものから改善していく必要があると思っております。保育士不足解消とともに、町内における待機児童を発生させないためにも、今後も継続的に、保育現場の声を聞いてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 可能なものからと。現状では奨学金制度と、あとはできませんよと。これでは解決しないんじゃないか。先ほど、たくさんなされたと言われましたけども、二、三紹介しましょう。懇談会では、今年8人の学生が実習に来られたが、1人も応募がない。今の職員体制が来年度もできるかどうか分からない。このままでは、新規の子どもは受け入れられないのではないかという深刻な意見がたくさん出されました。何としても、今保育士を確保しなければ、また、維持しなければと、全国の自治体では処遇改善の一環として、独自に給与の上乗せを行っています。北広島町は、その実施する予定はないと言われますが、一部を紹介すると、都市部が多いんですが、東京都は、保育士の給料を一律月2万円アップ、松戸市は、勤続年数に応じて4万5000円から7万2000円、松戸手当と言われますけども、上乗せ。柏市は、国の上乗せに加えて、正規雇用の保育士に約4万円、非正規雇用の保育士には約2万円の補助金を交付しています。そのほか少くない自治体で実施しています。調べれば、いっぱい出てきます。じゃあ、それは都市部だけなのかと。広島県の市町では、どのような支援が行われているのか県に調べてもらいましたところ、給与等改善費や職務奨励費という名目で、広島市は月額2%の上乗せ、福山市は時間等に限りあるんですが、数千円から約1万円、大竹市は、常勤職員1人当たり月9000円、東広島市は、1人当たり月額1万円を補助しています。東広島、これ以外にたくさん事業がありますけども、北広島町でも、給与に上乗せする処遇改善策をとってはどうか。先ほどは、実施する予定はないとのことでしたが、再度伺いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 現時点では、本町におきましては、私立保育所あるいは認定こども園に

対しましての補助としましては、国の基準、法定価格に基づいて運営費を支弁しておるところでございます。それに対する上乘せとしましては、給与に対する使途限定の上乗せとしては対策を講じておりませんが、先ほど申しました国の基準の運営費に合わせて町独自によるその運営費の上乗せ、処遇改善とか、その辺りの上乗せは行っているところです。それ以外に保育士個人個人に対する給与の上乗せは、現在では考えていないということでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 保育士直接ではないものはあるがと言いましたけども、保育士にいかないと、これは効果がない。全国の自治体の情報、先ほど紹介しました情報は、ウェブサイトもうそういうのがあるんですね。そこで地域を調べると、こういう施策をとってますというのが一発で分かります。簡単に知ることができる。そのため、保育現場では条件のよいところへ転職する若い保育士も少なくなく、常に保育士不足で、現状の定員数の保育を守ることさえ厳しくなっているとの実態であります。このままでは定員を受け入れることができず、希望する保育所に入れないだけじゃなく、待機児童が出るのではないかととても心配ですが、町長はそのような心配はないのか、もう一度答弁を求めます。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 議員おっしゃいますとおり、全国的に保育士不足で、いわば保育士の争奪戦が激化しているとも言えるような状況であろうと考えております。そのような全国的な問題でございまして、全体的な保育士の数が増えない中で、その数を奪い合う状況になってきておりますので、なかなか一つの自治体で解決できる規模の問題でもないというふうに認識をしておるところです。財源確保が比較的容易な自治体としましては、独自の施策で保育士確保に取り組んでおり、一定の成果は見られるようでございますが、それでも根本的な問題解決には、至ってはいないのではないかとというふうに考えております。保育士の確保につきましては、保育士が働きやすく、やりがいのある職場環境づくりが何より最優先だと考えております。まずは、町内に限らず、町外在住者にも視点を向けた保育士育成奨学金制度の導入を通じて、北広島町のこども園や保育所へ通勤し、働きたくなるような環境整備に力を入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 根本的には、先ほど言いましたように、国の問題が大きいのは確かであります。しかし、その国に対して要望するといっても、それはすぐ実現できる見通しが無い。逆に下げようとしている。それまでに町独自の施策をとらないと待機児童が本当に出てしまうんじゃないかという心配があります。そういう話はちょっとありませんでしたが、ぜひ、この点は受け止めてほしい。次の項目としては、就労応援金の創設が陳情書にあります。保育士に就職した当初は、お金がないため軌道に乗るまで時間がかかります。そのため、自治体が就職の際に応援金を支給しています。島根県は、就労準備金として20万円、東広島市は、東広島応援金として最大30万円を支給しています。その他のところもやっています。この就労応援金の創設に対し、町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 就職前、あるいは就職直後において経済的に余裕がないということは、保育士に限らず、職種を問わず誰もが抱える問題であろうと思われまます。確かに、保育士の不足の状況がかなり逼迫した状況ではございますが、そのような中でありましても、保育士に限

っての就労応援金の創設は困難であろうと考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 困難ということですが、これは全体まとめて、後でご意見を聞きたいと思います。次に、保育施設従事者の子どもの保育委託料減免制度です。産休明け等から復職しやすくするため、自分の子を預けるための保育料の減免等です。島根県では、保育料貸付を上限月額2万7000円、就職準備金として上限40万円を支給、東広島市は、保育士早期復職サポート事業として月額3万円を給付しています。この保育施設従事者の子どもの保育委託料減免制度の創設に対し、町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 保育施設従事者の子どもに対する保育料減免制度でございますが、保育施設従事者の離職防止や育児休業等からの職場復帰を促す観点から、今後検討していく価値はあろうかと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ぜひ検討してほしい。なぜかと言いますと、よく言われるのは潜在保育士、資格はあるけれども働いていない方もありますし、そういう方を含めてあるんですが、特にとりわけ、産休で休んだ方の支援をすると。産休明けで、ゼロから2歳児というのは保育料高いです。その負担となりますと、目いっぱい8時間働けないためにパートの場合が多いそうです。そうすると、働いても保育料にも充てられないぐらいの状況になることがあるそうですので、ぜひ、検討価値があるそうですので、やってほしいと思います。次に、施設充実支援制度の創設です。陳情書では、北広島町の保育施設は、人手不足や園児減少という課題があり、在職職員の福利厚生を充実すべく、職場環境の整備に必要な経費補助を、と要望しています。島根県は、民間保育所運営対策事業として、中山間地域や離島の保育環境を維持するため、小規模な保育所の運営費を支援しています。この施設従事支援制度の創設について、町長の所見を求めます。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 施設充実制度についてでございます。島根県の例をご提示いただきましたけども、本町では、小規模保育所の運営支援としまして、現在、入所児童数が20人を割る私立の保育施設に対し、月ごとに積み上げて、町単独で小規模保育施設補助金を交付することで支援をしております。そのほか、職員の福利厚生充実へ向けてのさらなる施設充実支援制度の創設については、現在考えておりません。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 一部補助金として出しているということですが、関係者から、こういう要望出されていますので、実態をよく聞いていただいて、それで応えられるようにしてほしいと思います。先ほど、第1番目に取りあげた給与上乘せについては、実施しないということですが、どれぐらいの予算がかかるのかなと思ひまして、福祉課に調査をお願いしたところ、町内の私立保育施設の職員は、常勤職員換算で78.3人、保育補助者数は9.8人で、合計しますと、常勤としてカウントしますと、88人が今の状況です。例えば、1人月額1万円助成を行うに必要な予算は、概算で月88万円、年約1000万円です。幼児教育無償化により、町の財政負担が年4600万円も浮くことは、先の9月議会で明らかとなりました。その一部を活用して、保育を守るため、保育士の給与上乘せ等処遇改善を進めても町民の理解は得られると思ひ

ます。箕野町長は、平成31年度の施政方針の中で、安心して子育てができる住みよい環境づくりに努めてまいりますと強調していますが、保育を守ってこそ、それが実現するのではないのでしょうか。先ほど課長言われましたように、全国では、保育士の争奪戦が激化しています。保育士確保は年々厳しくなっています。そういう中で、給与の上乗せを含めた処遇改善策、今はできないということがほとんどでしたけれども、それでは町長は、これは町長にお願いしたいんですが、どうすれば保育士を確保できるのか。奨学金だと2年から4年かかる。どうすればいいのか、お答えください。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 先ほども少し触れましたけれども、全国的に、この保育士問題は大きな課題であるというふうに認識をしております。本町でも、給与という特定な形での目的にはしていませんが、処遇改善ということで、かなりの額補助をさせていただいております。そうした部分も活用していただきたいというふうに思っておるところでありますし、いろんなこども園、あるいは保育所等々私立の保育施設とも協議をした中で、検討に値するといいますか、できるところも幾つかはあるというふうに思いますので、その辺を具体的に検討はしていかにしていただきたいというふうに思っています。資格を持っておられて、家におられる方などをお願いをしたりとか、いろんなことは可能な部分もあるんじゃないかというふうに思っていますので、いろいろ検討をこれからさせてもらおうというふうに思っています。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） できること幾つかあるということですので、ぜひ、これも含めてほしいと思うんですが、潜在保育士のことを言われましたけれども、いろいろ聞きますと、今、資格を持ってされてない方は給与等の問題もありますが、処遇が非常に大変だと。保育士はもう大変だから、なかなかできないというのは大半、多いそうです。だから全国的なこの取り組みは県もやろうとしていますけれども、本当にこれで解決がすぐできるのか、確信がありません。ぜひ関係者の方々の意見もよく聞いていただいて取り組んでいただきたいということを要請しておきます。次に、防災マニュアルの作成について伺います。9月議会で、水害や土砂災害の防災情報が発令された場合の対応が、各所長に任せられているため、閉所やお迎えなどを含め、町が責任をもって指示する防災マニュアルを作るべきではないかと提案しました。これに対し、危機管理課長は、福祉課と現場の保育所としっかり話をし、対応の方法について、この防災マニュアルの整備を早急に進めたいと答弁をいたしました。現場との話し合いや対応の方法について、どこまで進んでいるのか。その内容の説明を求めます。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 防災マニュアルに関してのご質問ですので、危機管理課のほうから答弁いたします。現在、福祉課と連携し、防災マニュアル整備に向けて、各保育園等と意見交換を始めております。なお、保育園側からの意見としましては、園児と職員の安全確保を基本としたマニュアルを整備、それと、警報発令時の休園の決定基準と、保護者への伝達のタイミングの基準、それから警戒レベルによる避難タイミングの基準などのご意見をいただいたところでございます。このような意見を踏まえて、現在、マニュアルの中身について検討しておりますが、主には災害発生時の対応、被害発生のおそれがあるときから安全が確保できるまでの対応、保育園職員と保護者の平常時の連絡体制、情報収集、休園の判断基準、避難の判断と避難経路、職員の防災教育、災害時の行動手順、災害後の対応、これらを盛り込んでいきたいと

考えており、現在は、近隣市町の状況も鑑みて対応を考えております。今後も福祉課と連携して、保育園等での意見交換を重ねて、来年度出水期までに整備を図るつもりでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） この問題は、行政と保育所だけじゃなくて、保護者の皆さんや、それだけじゃなくて、勤めている会社、地域、その方たちの協力がどうしても必要になるんですね。閉園、突然しますと、何で休むんだという話になるわけですから。ですから、やはり早目に決めて、早目に周知すると。今、入所の申し込みをされて、入所のしおり等も作られておられると思います。周知が大事なんだけど、ここがチャンスなんです。出水期まで待っていると、知らない間にこんななっちゃったと。こういう条件で、入所ができるんですよ。こういうことがあるんですよ、事前に含んでおいてくださいというふうにしないと、いや、それはそういうふうには思ってたとか、それじゃ困るとかという話になりますので、この入所の受付、承認というか、認可の手続等あるんですが、そのときに、やはりきちっと話ができるようにすべきじゃないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 入所のしおり等のお話がありましたので、福祉課より答弁をさせていただきます。現在、来年度の保育施設利用申し込み期間中でございます。継続入所、新規入所ともに受付を行っているところですが、その利用申し込み案内の中に、災害時の対応としての文言を付け加えております。詳細につきましては、先ほど危機管理課長が申しましたように、これから詰めていきますので、細かい部分については記載をしておりますが、避難所等への避難、利用時間内の早期のお迎え、あるいは随時閉所等があり得ますという点については、明記をしておるところでございます。その後、各園に新年度が始まる前後のタイミングで、各園ごとの入所のしおり、入所案内等の配布があるかと思いますが、こちらに対して、さらに具体的な内容が記述できるように、また、各園ごとの立地条件であるとか地域性等もありますので、それぞれで内容は若干違うとは思いますが、そちらのほうに反映して、保護者に周知できるように、今後保育施設や危機管理課と協議を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 実際、防災マニュアルはかなり進んで対応できていると思います。いずれにしても、先ほどお話のあったように、しおりに含まれていると。詳細は、後でと言うんですが、できるだけ早く知らせていただきたいと思います。今日の保育士確保についての一般質問で、給与の上乗せや就労応援金等はやる考えがないと。しかし、保育料助成については有効だろうと。施設改善については、既に補助金を出しているということですが、これはぜひ関係者に聞いてほしい。防災マニュアルは、もう準備がかなり進んでいるという点で、ぜひ内容について、完成するまでに関係者に意見を聞いてほしいなと思いますので、要請をしておきます。最後、この項目の最後に、さきのNHKニュースの中で、保育園を考える親の会の代表の方の訴えがありました。紹介しますと、今回の無償化は、処遇改善が先のはずなのに、無償化の先に財源が使われてしまった。優先順位がおかしいんじゃないかという声が上がっている。保育士は、高い専門性が必要な仕事で大変なのに、給料が見合っていないなど指摘されています。現在、北広島町の民間保育施設では、年度当初の受け入れが厳しいだけでなく、とりわけゼロから2歳児の子どもの途中入所はかなり難しい、厳しい状況です。今、処遇改善し、保育士が確保できるようにしなければ、本当に、こういうことがあってはならないと思う

んですが、待機児童が生まれ、安心して子育てできる町とは言えなくなるんじゃないか。非常に心配します。最後にもう一度、今のことも含めて、もう一度どのようにするのかを町長からお伺いしたいわけですが、今日提案した内容、答弁は、状況分かりました。しかし、先ほど、どうすればという点では、国の施策がありました。それはすぐいかない可能性非常に強いわけです。それでも、国の施策を主に待っていくのかどうか、町独自の処遇改善策はとらないのかどうか、町長に最後に伺います。はっきりとお答えをお願いします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 町として、財政規模を縮小していかなければならない局面の中で、子育て、非常に重要ではありますけども、限界はあるというふうに思っております。そうした中で、できる範囲で施策を積み上げていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 検討する、今後あると思うんですが、深刻な状況は分かっていたので、必ず支援策がとれるように、絶対に待機児童など生まれないようにということで、必要な施策をとっていただくよう、関係者とよく意見を聞いて、進めていただきたいということで、次の質問に移ります。次に、今年提案した内容についての今後について伺います。事業系燃えるごみと、ホープタクシーの問題です。最初に、事業系燃えるごみの削減のため、どのような取り組みがされているか。6月の一般質問では、提案したところ、町長は、本年度具体的に取り組もうと今進めている。これ6月ですよ。北広島町としては、各事業所の訪問調査を通じて、ごみの減量化、リサイクル対策について、地道に提案活動を進めていく。そのための事業所向けの手引きやガイドラインのようなものを作成し、広く配布していきたいと答弁をされました。それから6か月経ちました。事業所訪問はどこまで進んでいるのか、お答えください。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 事業所訪問でございますが、本年の7月末に町長と担当者、芸北広域環境施設組合の局長とで、町内の事業所2施設について、施設でのごみ調査の結果と減量化についての提案をさせていただいております。その後、施設のほうから要望がありまして、施設内の職員を対象としたごみの分別の説明会を開催しております。実際に訪問することで、いろいろなご意見を伺うこともでき、生ごみ処理機の要望等もありました。すぐにごみが削減できるわけではありませんが、管理者の方や職員の方の意識の向上にはつながっていると考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2施設、大きなところでしょうけども、これで終わるんでしょうかね。7月に訪問されて5か月経つ。今後どの範囲を事業所まで訪問する予定なのか。計画、体制について説明を求めます。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 今後の予定でございますが、北広島町、安芸高田市、それから芸北広域環境施設組合の連絡会議におきまして、多量排出事業者、大規模店舗、複数の施設を保有する病院、介護施設等を検討しております。体制につきましては、担当職員及び組合の職員とで訪問調査を実施しながら、必要に応じて町長と訪問し、提案させていただくことになろうかと考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 今後は大きなところ、病院、介護施設ですが、まだまだ事業所あるんですよね。特に商店やそういうところにもぜひ協力してほしいということですが、その後進んでない。その前に、そう言われたような施設、企業、なぜそれでも2施設しか進んでいないのか、お答えください。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） その事業所ごとにごみの展開調査が進んでないこともございまして、今後、このごみの展開調査を実施しまして、事業所のほうに提案をさせていただくというように考えております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） やはり今、担当者、組合といっても、人はほとんどいないわけですね。一気にやらないといけないんじゃないかと思います。体制をしっかりと整える必要があるだろうというふうに思うわけです。それで、この問題は、後の問題にもつながりますので、後また聞きましょう。次に、事業系ごみの料金見直しについて伺いました。町長は、協力依頼の結果を見ながら、2施設のようなのですが、見直しが必要であれば、当然見直しを検討していくと答弁されました。どのように検討しているのか、ごみの料金について伺います。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 事業所のごみ手数料につきましては、芸北広域環境施設組合が条例で定めておりますが、事業者の排出責任や受益者負担の適正化ということで、組合の副管理者である安芸高田市長とも十分協議を重ね、近隣市町の状況等も考慮し、料金の値上げについては、組合議会に提案されて議決されております。事業系の燃えるごみの削減につながればと考えているところでございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 見直しはされて、議会でも議決されました。先週のことです。事業系燃えるごみ、ほかにも粗大ごみとか不燃物とかあるんですけども、事業系燃えるごみを10kg当たり、今の70円から20円引き上げ、90円とするということで決まりました。私は、他市町は、燃えるごみを料金を高くして、大体100円から130円、145円ぐらいにして、資源ごみは安くしてるんですよ。50円とか80円とか。そういうことで、資源化を誘導しているんです。しかし、この90円というのは、燃えるごみも資源のごみもほとんど変わらないわけですね。これ安過ぎるんじゃないかと主張しましたが、二、三年様子を見て、効果が薄ければ、再度見直すと答弁をされましたので、賛成をいたしました。この料金については、引き続きこの結果を見ながら進めていただきたいと思います。それでもう一つ提案したことがあります。オフィス町内会ということをご提案をいたしました。これは各事業所だけでは、搬出に物すごくお金がかかるということで、各事業所を回って資源物を回収する事業です。これは商工会と協議を進めるべきではないかと提案をしまして、町民課長は、7、8月ぐらいから事業者を回る。それと併せて商工会にも同時期ぐらいに進めていきたいと約束されました。この現状はどうなっているか、答弁を求めます。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 議員から、オフィス町内会の提案をいただきまして、検討するというごことを申し上げましたが、まだ進んでいない状況です。小規模な商店や工場を定期的に巡回して、古紙を回収するという体制をとることも一つの方法ではございますが、まずは、拠点回収とい

うことで、いつでも誰でも出せる古紙類の資源回収ステーションを役場駐車場のほうに、12月1日から開設しております。今後は、町内各所で回収ステーション、拠点回収場所というものを展開していきたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） オフィス町内会の制度そのものは商工会等はやっていないということで、やはり遅れていますよね。それで、先ほど伺いました事業所に対しての説明、理解を求める取り組み、訪問活動、今回は特に料金が変わるということで、4月1日じゃなくて、その周知期間があるから、7月1日にしようということで期間が設けられております。その遅くとも7月までにその事業系ごみを削減する問題や、資源化する問題や、この料金に対する理解、進めるためには、相当急いで訪問活動を進めなくちゃいけないと思うんですが、町民課でいえば、この前も言いましたように、環境管理係3人の方です。これは日常的にすごい忙しい仕事さされてる。きれいセンターでは12人の職員で、日常的にきれいセンターの焼却処理含めた業務もある。ですから時間がない。あるのは事務局長ぐらい、でもそれも忙しい。やはりこの前も9月議会で提案しましたように、臨時の体制をとる必要があるんじゃないか。副町長は、増員は考えていないと言われました。町民課長は、1人減だけでも、頑張っていきたい。その結果が、6か月経っても進んでいない。ここは、事業系燃えるごみを4割削減すれば、年間2400万円ぐらい削減されるという答弁もありましたので、これは費用対効果から見ても、この半年間に、一気にこの説明をして、そして削減していくという方向を打ち出す必要があるんじゃないか。そのための体制補強をすべきじゃないかと考えますが、そういう考えは全くないのかどうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 副町長。

○副町長（中原健） この問題について、人員配置等々については、今のところ考えておりません。どの職場も、先ほど言われましたように、忙しく働いている職員ばかりですので、それに伴って、人事を変えていくということは、現在のところ考えておりません。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 要員については、副町長が申し上げたとおりでありますけども、事業系ごみの資源ごみについては、きれいセンターに持ってきていただくらずに、リサイクルのほうへ回してもらおうという考え方でありまして、事業系ごみについては収集業者が別途おられますので、それからの料金の値上げ等の告知ということになりますけども、きれいセンターのほうで、芸北広域のほうで、きちっとした説明文書、チラシ的なものも作って、併せて配ってまいりますので、その説明はできるというふうに思っています。それとは別に、また事業系ごみの調査等については、それとは別ですけども、着実に進めていきたいと思っております。大きなところで限定をさせていただいてやらせてもらおうというふうに思っておるところであります。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 正規の職員を増やすというのは、無理な現状と思いますが、短期間の協力してもらえる人などを、やっぱり人を配置しないと、この問題は進まない。幾ら希望はあっても物事は進まない、一気に進まないと思っておりますので、重ねてこれは訴えますが、事業系燃えるごみの削減することは、現在も将来も町民負担を減らすためには避けて通れません。何としても体制を強化をして、進めてもらうよう強く要請をして、この問題は終わります。最後に、ホープタクシーの問題です。9月議会の一般質問で、ホープタクシーのアンケートについて提案を

したところ、企画課長は、アンケートの実施を考えている、予定を考えているというか、よく分からなかったんですが、と答弁をしました。アンケートは実施されるのか、また、その対象、質問内容等の説明を求めます。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） ホープタクシーの利用者アンケートということでございますけども、公共交通再編の検証を行うために、ホープタクシーの利用者アンケートは既に実施をいたしました。まだ集計が、全てのところまでは、解析までは至っておりませんが、現在の状況ですと、ホープタクシーの運賃に対する満足度は、満足、やや満足で約66%、それから運行路線につきましては、同じように75%という結果でございました。9月議会の時点におきましては、当然利用料金と、それから利用者増といったところの懸案でございますので、これから利用者だけではなく、まだ利用されていない方も含めたアンケートを実施する予定にしております。内容につきましては、今回の利用者アンケートなどの結果を踏まえながら、まだ、具体的な項目については、現在検討している状況でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 利用者アンケートは既に行ったということで、満足度は66%ということで、かなり上がっていますが、何件の方に、どういう方法で、このアンケート届けて、何件回収された結果なのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） このアンケートは、利用者の方へということでございますので、運転手から手渡しで配布をする形にいたしております。バスとホープタクシー、両方アンケートいたしました。両方では200枚ということで配らさせていただいております。そのうちホープタクシーでございますが、64人、それから実施期間は10月の中旬から11月初旬にかけて。それから回収状況でございますが、約69%の回収となっております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ホープタクシーに限りますと、64の方に届けられて、69%、約40人ちょっと。これではちょっと少ないんじゃないかと。大体ホープタクシーの延べ利用数は6万ぐらいあるわけですね。それは延べですから。ですから、かなりの方が、数千人かどうかわかりませんが、そういう方が利用してると思うんです。ですから、まだまだこの結果が全体の状況じゃないんじゃないかと。もう一度分析をして、本当に皆さんの声を吸い上げることができるようにしてほしいと。それは町長の三大公約の一つである、利用しやすいホープタクシーということであるわけですから、先ほど利用者アンケートありますが、本当の声を、もっと規模を上げてやる必要があると思いませんか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 規模の話は、一応アンケートということでございますので、抽出度合いということがありましょう。それから、これから取り組みますアンケート、全町を対象としたアンケートも前提ございましたので、200名ということでさせていただいております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） これから全町対象に行うので200名というのは、もうちょっと説明を求めます。ちょっとよく分からない。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

- 企画課長（砂田寿紀） 全町民というか、抽出で3000人を今のところ予定しているわけですが、そのアンケートをするということが既に予定しておりましたので、今回の利用者アンケートにつきましては200人ほど、運行会社の協力を得まして実施させていただいているということでございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 分かりました。3000人の方に郵送して、お伺いすると思うんですが、やはり利用されている方、利用しようと思われる方、その方たちが料金や路線についてどうなのかという質問項目を、ぜひ入れてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 当然料金、それから運行路線、運行区域等も含めたものにはなろうかと思いますが、基本的には、安ければいいというのは、当然の心理ではございませうけども、持続可能性をこれからは構築していく必要がありますので、そのことも踏まえながら、アンケートはとらせていただこうと思っております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） それはもうよく分かってることで、皆さんの意識はどうなのかということで、全体にやるのであれば、あなたは利用してますか、利用したいと思いませんかとか、そういう項目の中で、また別な料金の問題なんかやると、それを集計すれば、大体分かるわけですよ。集計の仕方です。ぜひ、そういう声で次のことで進めていただきたい。最後になりますが、人手不足の中、事業者は懸命に、この運行に頑張っておられます。ホープタクシーは免許のないお年寄りにとって、この町で住み続けるための命綱になっています。町もアンケートの声をしっかり受け止め、さらに利用しやすくなるような取り組みを要請したいと思います。以上で、一般質問を終わります。
- 議長（宮本裕之） これで、美濃議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 01分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。次に、8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。先に通告いたしました北広島町の強みについて質問いたします。北広島町に住んでいるという話をしますと、北広島町には何があるのかという質問を、町外の人から聞かれることが多々あります。この質問をされる度に、北広島町の伝統芸能である神楽、また、観光地である八幡高原やテングシデ、そして活発なスポーツ活動、どん北のソフトテニスやパラ陸上の競技などについて話をしますが、町

外の人にすぐ、北広島町に住んでいるよと伝えると、あっこういう場所だよねと、頭に浮かぶものがすぐにはないというふうに思いますと、少し寂しい気持ちになります。北広島町と聞けば、すぐに頭に何か浮かぶものがある町であってほしいし、魅力を感じる町であってほしいと願っています。また、その魅力を伝えられる自分自身でなくてはならないとも思っています。北広島町のイメージキャラクターである花田舞太郎は、北広島町が誇る、ユネスコ登録の無形文化遺産壬生の花田植がモチーフであり、その名は、豊かな稲作文化が育んだ伝統芸能神楽の舞にちなんでおり、北広島町観光大使第1号とホームページに説明がありました。花田舞太郎の命名にもありますように、壬生の花田植は、北広島町を代表するだけではなく、国の重要無形民俗文化財でもあります。町内には、新庄のはやし田や、原東大花田植などもあり、花田植には、文化的な意味と観光資源としての意味もとても強くなっています。本日の中国新聞にも、ちょうどいい記事が載っておりまして、壬生の花田植、北広島町の壬生のNPO法人壬生の花田植保存会が2019年度の地域文化功労賞、文部科学大臣表彰を受けられまして、昨日、箕野町長に報告にいらっしゃった様子がこちらの新聞にもございました。こちらに、藤本理事長から、先人田楽団や飾り牛にかかわる関係者を代表していただいた。受賞を励みに、責任を持って公開を続けたいと、気持ちを話していらっしゃる様子もこちらに掲載をされていました。そんな中、伝統を守るということは容易ではなく、保存会の熱心な活動や田楽団の活発な取り組みがありながらも、壬生の花田植では、今年の観客数は1万人を切るなど、北広島町への来場者数が減ってきています。壬生小学校では、小学校4年生から保存会、田楽団とともに練習を始め、子どもたちも伝統の継承に向けて頑張っています。児童の中には、田楽団員の所作に憧れを抱いておりまして、将来の入団を楽しみにしている児童もおります。今年の4年生は、特に熱心に活動している児童が大変多くおりまして、私の次男もですが、子どもたちが自主的に集まって花田植の練習をするというのを行っています。今日は何時に、応援グッズ、野球の応援のメガホンを持って、何時にどこどこに集まろうというふうに子どもたちが集まって、自分たちで練習をしているというように、憧れというものを実際に、自分たちが活動できる喜びを感じている子も大変多くいる学年であります。この大切な伝統を守るためにどうすればいいのだろうか。北広島町として守り継げ、そして広げるためには、どのように取り組んでいくべきであるのかというのを考えまして、今日は、壬生の花田植に焦点を定めて質問をしてみたい。まず、1つ目の質問です。北広島町には多くの文化財がありますが、ユネスコ登録の無形文化遺産であります壬生の花田植の伝承について、北広島町がどのように考えているのかを伺います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） それでは、壬生の花田植の伝承についてでございますので、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。壬生の花田植は、田の神様を迎えて盛大に田植を行う、豊作を祈る民俗行事として行われてきました。昭和51年に国重要無形民俗文化財、そして平成23年には、ユネスコ無形文化遺産に登録をされました。先ほど議員もおっしゃいましたように、今年の11月、壬生の花田植保存会が文部科学大臣から地域文化功労者表彰を受章されております。これもひとえに田楽団、そして地元の皆様のおかげだというふうに思っております。壬生の花田植は北広島町の貴重な文化遺産であり、将来への継承は大変重要であるというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、答弁いただきました。将来の継承については、とても大切でというふうにありましたが、その継承、この花田植の伝承に向けまして、行政ではどのような取り組みを行っておりますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） これまでに支援ができた部分ということでございますが、平成26年から28年の3年間、壬生の花田植現況調査を実施をしております。これにつきましては、現在の町内の花田植の状況につきまして調査を記録し、報告書としてまとめたものでございます。町内の学校や地域づくりセンター、関係者や協力者など広く配布をしております。また、伝承館には、毎年春に町内の花田植につきまして企画展を行っております。そして北広島町のホームページ、こちらでは、壬生の花田植のビデオを日本語版と英語版で公開をするなどの情報発信を努めています。このほか、壬生の花田植保存会に補助金を出しておりますが、ユネスコ遺産登録以後は、実行委員会形式で一般公開の支援も行っております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、伝承に向けまして、行政が取り組んでいる内容、報告書の作成や企画展、また、ホームページにもいろいろ載せているという話がありましたが、いかがですか、こういった形、いろんな取り組みを行っている中で、この壬生の花田植というのが、日本各地、また英語でもホームページ紹介しているということですので、世界に広がっているなというふうに行政のほうを感じていらっしゃいますでしょうか。さまざまな活動をされていらっしゃって、あっ、ちょっと広まっているなというふうに実感を感じることがありますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 世界にということになりますと、なかなか、その実感というのはないんですが、日本国内ではホームページに対しての質問でありますとか、たくさんの反応がございます。また、昨日の報告会のほうでも、花田植保存会のほうが京都のほうに行かれて受章されたわけでございますけど、その場でも、花田植については知ってるというような方もいらっしゃったようですので、やはり花田植というのは、北広島町にとりまして知名度の高いものになっているのではないかと思います。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 非常に知名度が高いという答弁もいただきました。社会科の中学校、小学校に載ってるか分かりませんが、中学校の社会科の教科書にも、私が初めて壬生の花田植というのを知ったのは、もう随分前のことです。社会科の教科書に載っていることで知ることができました。そのぐらい広く伝えていこうという取り組みは行われていると思いますが、やはり長い期間、大切に伝統を守られていらっしゃる大変な苦勞もたくさんあります。先ほど少しお話もありましたが、ユネスコの世界無形文化遺産登録時、平成23年と、そして今、この平成30年度、この壬生の花田植に対する予算、補助金等、先ほどお話もありましたが、変化はありましたでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 予算ということでございますが、平成23年度、こちらは総額で46万4000円でございます。ただし翌年、24年が総額で761万6000円ということで、現在30年度、こちらが総額で592万円の予算化をしておりました。以上です。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 23年、そして登録後の24年が761万円、そして30年度が592万円ということで、行政のほうも予算という形で、壬生の花田植を支援していらっしゃる様子が多々分かると思います。その中で、これだけの予算を組んで応援したいという気持ちはあると思いますが、ちょっとこちらには質問等はしておりませんが、生涯学習課長が思うこの花田植に対する、これだけの予算を組んで応援していきたいという気持ちにはどういった思いがあるか、伺えたらと思います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 壬生の花田植につきましては、川東の田楽団、そして八重の田楽団がそれぞれ行っておられます。これを保存していただけても大変な活動だと思っております。ただし、壬生の花田植に関しましては、先ほど議員おっしゃいましたように、かなり後継者のほうも育成をされておられて、結構入団の希望者もいらっしゃるということです。こうした北広島町にあります資源を大切にしていって、そのためには、やはり行政としましてもできる限りの支援はしていきたいというふうには考えております。ただし、公開に上がる人数のほうも多少減になっているというところもありますので、今後、やはり規模に応じたところは、見直していかなければいけないかというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今の答弁について、今、もう一度伺ってもいいですか。訂正等がありましたら、お願いします。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 行政として支援していきたいという話がありました。田楽団に入団希望が大変増えているという話もありましたが、私は壬生の田楽団に所属しておりますが、簡単なものではないという状況があります。私もすぐに入団というのを、こちらに結婚してまいりましたら、すぐに誘ってはいいただいたんですが、今一歩、踏み出すことがなかなかできず、入団をするというのに勇気が要するというのがありました。それを大切な伝承を守り続けていくためには、簡単な気持ちで入団することができないのではないかというふうに思っていたんですが、子どもの田楽団の指導に団員の方が熱心に来てくださって、始めるときが夏の暑いときなんです。夏の暑いときに、仕事が終わって夜の練習にわざわざ来てくださって、子どもたちに熱心に教えてくださっている。その状況を見てるときに、私は、このまま入団はしませんと言いつつ続けている自分が情けなくなり、入団をしたということになります。毎年、新入団という形で少しずつは増えてきてはいると思います。ただ、若い年代、20代の方、もしくは30代の方がどんどん増えているというふうになると、非常に難しい状況にもなるかと思うんですね。また、こういったところは、続いての課題にはなると思いますが、ちょっと続いての質問でもお答えいただければと思います。北広島町は、3つの花田植の活動や取り組みで、さまざまなことがあると思いますが、その中で課題、こういった問題、こういった取り組みにもう少し力が欲しいなといったもの、こういったものがあると行政として認識しておりますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 花田植の活動、取り組みの課題ということでございます。やはり資金源というところがあると思うんですが、花田植に欠かすことのできない飾り牛の継承、こちら

につきましては、牛を飼う人も減っているというところも課題があると思っています。また、花田植に使う衣装や太鼓、飾り牛の花鞍などの修理、こういったものの購入や修理などについても問題があるというふうに思っています。また、新庄、それから原東のほうもありますけど、こういったところでは継承していくための後継者、こういった育成についても課題があるというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、非常に資金源という話がありました。また飾り牛の継承、そしてさまざまな使う物についての修繕費もかかるという話がありました。先日、修繕費という形で、どのぐらいかかるのだろうかというのを調べてみました。大人の中でもあるんですが、子ども田楽の中でも、サンバイが使うササラ等も非常に割れておりまして、割れている中でも、子どもたちが使っています。一生懸命それを使って、サンバイも頑張っってねと言いたいんですが、強くしてしまうと、ここがもっと割れてしまうからどうしようというふうに、子どもが悩みながらやっていました。なので練習用はこれを使って、本番用は、ちょっとここ折れているけど、折れていないところ使おうねとか、あとは早乙女が使う苗であります、その苗のほうは、川東田楽団の方がこういった形で作るといいよというのを教えてくださって、子どもたちで一つ一つペンキで色を塗ったりして作り上げたというふうに、備品等についても、厳しい中でも何とかやってきているという状況です。今たくさんの課題を伺いましたが、その課題解決に向けて、どのような支援ができるかと考えていらっしゃいますでしょうか、続いての質問になりますが、答弁をお願いします。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 課題解決に向けての取り組みの考えということでございます。現在、教育委員会のほうでは、ふるさと夢プロジェクト事業を行っているところでございます。各学校の総合的な学習の一環として、地域の皆さんの指導によりまして地域学習に取り組んでいます。壬生小学校では、子ども田楽、花田植米づくりや金管バンドに取り組んでおりまして、子ども田楽や金管バンドの成果を壬生の花田植で披露させていただいております。新庄小学校では、新庄のはやし田に取り組んで、学習発表会や新庄夜市で披露しています。また、赤米を栽培し、宮島の大聖院のほうへ奉納をしているところです。こうした郷土の歴史、自然や伝統、地域の方々と積極的に体験交流することで北広島町に愛着を持って、将来、北広島町に住みたいと考える子どもたちを増やしていきたいというふうに思っています。また、各学校で取り組んでおりますふるさと学習、こちらに対しましては、1校1回のバスの補助金を行っております。広く町内の文化財に触れる機会を提供しています。これらは、子どもたちに当町の文化を継承するために重要な事業として捉えています。先ほど答弁いたしました中で、八重の田楽団というふうに間違えて言いました。壬生の田楽団に訂正をさせていただきます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、課題解決に向けては、夢プロジェクトという形で、子どもたちが地域に愛着を持って、住み続けたいと思う学習につなげているという答弁がありました。先ほど私が伺った課題の中で、課長から答弁いただきましたのは、資金源のこと、飾り牛の継承のこと等の話がありました。子どもたちの継承に向けてという形ではなく、どちらかというと資金源、飾り牛の継承についてのことが課題というふうに答弁いただいたと思いますが、そちらの課題について、どのような支援ができるかと伺いましたので、そちらの形でご答弁いただければ

ばと思います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 資金源の支援ということでございます。こちらにつきましては、国の補助等もあります。ただし、一定の金額以上の補助になりますが、現在、壬生の花田植保存会の方とも協議を行っているところでございます。また、飾り牛の保存会、こちらにつきましても、どういったところが修理が必要か、また、何が必要かというところの協議は行いました。こちらについても、今後必要な支援は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 確認をしていただいて、必要な支援は行っていくというふうに答弁いただきましたので、こちらは安心をいたしました。壬生の花田植を今観光資源として、どのような取り組みが行われているのかというのを質問に挙げております。例えば、2019年の1月から3月は、ちょうどPRイベントといたしまして、商店街にぎわい創出事業といたしまして、早乙女衣装を着てSNSで発信していこうというのがございました。また、先日も壬生の田楽団であります。観光の紹介という形で披露させていただいたというものもあります。さまざまなイベントで活動されていらっしゃると思いますが、そのほか観光資源として壬生の花田植を考える場合、そのほかどのような取り組みが行われておりますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 壬生の花田植は、ユネスコ無形文化遺産に登録されておまして、多様な観光資源を有する本町の中におきましても、強力な観光資源の一つでございます。この資源を生かしまして、入り込み観光客数及び関係人口の拡大、そして観光消費額の拡大にどうつなげていくかという取り組みが必要であると考えております。具体的な観光資源としての取り組みといたしましては、誘客が主なものになろうかと思っておりますけれども、公開当日の来場者を拡大するために各種パンフレット、SNS、町外イベントやマスメディアを活用した情報発信などを行っております。また、旅行会社等を対象とした観光情報説明会等でその魅力を紹介し、ツアー造成への働きかけ等を行っております。そして、先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、今年1月から3月にかけては、空き事務所を活用して、花田植ギャラリーを開いたしまして、早乙女衣装の着用体験によるSNSを活用したキャンペーンなどに地元の商店街の方のご協力を得まして実施をさせていただいております。なお、情報発信を行うに当たりましては、新庄のはやし田や原東大花田植の情報も併せて発信させていただいて、多くの方に本町を訪れていただけるよう取り組みを行っているところでございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） さまざまな観光資源としても、強力な観光資源という話はいただきましたので、さまざまな場所で活動されていらっしゃる様子を伺いました。観光資源として、先ほども少し触れましたが、早乙女衣装を着てSNSで出していこうというイベント、このギャラリーの中で体験をしていただきまして、その早乙女衣装は簡単に着れる早乙女衣装でありました。なかなか私も自分で着ることができないんですが、その早乙女衣装というのは、ちょっとマジックテープ等を使って着ることができる衣装でして、昨年、今年になると思うんですが、ある広島北養護学校の先生からご連絡をいただきまして、壬生の花田植というのが地域全体として頑張っていると。その頑張っている様子を授業の講師としてしてくれないかという話をいただきまして、田楽団の方、団長の相談をさせていただいて、田楽団員の方と一緒に太鼓、また、

早乙女の衣装を着て、一緒に活動するというのも行っております。本当にさまざまな、観光資源でありながら、その観光、来てもらいたい、知ってもらいたいというのには、やっぱり人の気持ちというのがつながる部分があります。そういったいろんな方の気持ちをつなげながら、観光資源として壬生の花田植をPRしていく大切さはあると思います。今、さまざまな活動をいただきましたが、この観光資源として考える中で、工夫、また課題というものは、どういったものがあると認識していらっしゃいますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 壬生の花田植につきましては、年に一度公開される伝統行事でございます。従いまして、観光客の来場は開催日の一日に限定されております。そのため、観光客による消費についても、その日に限定されるということですので、その部分が課題であるというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 6月の第1日曜日、年に一度のみという話がありました。いかがですか、商工観光課のほうに、壬生の花田植はいつありますかという問い合わせとかはよくありますか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 観光協会のほうが問い合わせ窓口ということにはなりますけども、4月、5月辺りからPR活動等行っておりますので、具体的に時間、開催、公開時間等の問い合わせというのは、その5月辺りから増えていくというふうな状況でございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 5月辺りから増えてきているというぐらい認知されつつあると思うんですね。今回の質問で、あえて北広島町の強みをどう考えるかというふうにタイトルにさせてもらいました。この観光資源の強みとして、壬生の花田植をどのようにPRしていくべきと考えますでしょうか、一日だけの花田植の日というものもありますが、花田舞太郎は、この壬生の花田植をモチーフにしたものであります。それだけ北広島町を中心として盛り上げていく壬生の花田植という認識をされていらっしゃると思いますので、強みとしてはどのように、まだPRしていく術があると思いますが、考えていらっしゃる内容を伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 壬生の花田植につきましては、早乙女、はやし方、そして飾り牛の規模が地域最大であり、ユネスコの無形文化遺産に登録されているという点、また、公開会場が広島市からのアクセスがよい位置にある点、そういったところを広くPRしていくとともに、花田植を知らない方、知っているが訪れたことがない方などに対して、十数頭の飾り牛を間近で見ることができることや、飾り牛や田楽団の道行きが行われる商店街への散策などの魅力を発信していくことも大切であるというふうに考えております。PRの方法といたしましては、時期及び方法について、効果あるものを十分に検討いたしまして、マスメディアの活用、イベントでの告知、パンフレット、チラシ配布、SNSによる情報発信等を複合的に活用していくことが有効であるというふうに考えているところでございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今は本当にマスメディア、またSNSの発信というのが非常に大事になってくると思います。このSNSも出し方次第と言いますか、同じ内容のものだと、こういった内容だねというふうに、さらっと見ていただくものではあると思うんですが、今は、SNSを

使うとなると、シェアして、広げていってもらおう手段というのもまた必要だと思うんですね。この紹介だけのものになっている部分が少しあるかなというふうに感じておりますので、この紹介をさらに広げていってほしいという活動をしていく必要がもう少しあるかなというふうに、方法として、私は考えております。それはもう私も言うだけではなく、その発信して広めていくという努力をしていかないといけないと思っておりますので、商工観光課のほうでも、そういった広げることについてもお考えいただければと思います。先ほども少しお話もありましたが、6月の第1日曜日の壬生の花田植の来場者数1万人を切ったというふうに話させていただきました。この人数増加に向けて、さまざまなマスメディア、SNS、それからPRをもっともっとというふうにあります、今一度どのような取り組みが必要かというのをお話しください。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 平成23年11月にユネスコの無形文化遺産に登録されて、初めての公開となりました平成24年の来場者数、これは1万5000人と、前年の約2倍の方がお越しになりました。しかしながら、年々減少傾向にございまして、登録から8年が経過いたしました今年度の来場者数は6000人と、登録前の水準を下回っている状況でございます。こうした状況を改善し、多くの方にお越しいただくためにも、先ほど回答させていただきましたような情報発信に、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。また、リピーター対策といたしまして、来場者が気持ちよく一日を過ごしていただくことができるよう、おもてなしの向上に努めることも大切な要素でございます。従いまして、地元関係者、観光協会及び行政がそれぞれの役割を明確にし、連携をして、満足度の向上に取り組むことも必要であると考えております。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 来場者が増えるよということ、おもてなしという言葉がありました。ここ数年、壬生の花田植の中でも高校生がボランティアとしてお手伝いをしてくださっているというのがありますし、また少し、衣装を着ることもできる等々工夫もされていると思います。そういったこともさらに広げていくことができると、昨年とまた違う、もう壬生の花田植その自体は楽しんでいただきながら、そのほかでも楽しめることができる、また行ってみたいなど思えるまちづくりというのにもつながることができると思っています。こちらは、あればいいんですが、新たな取り組み、この壬生の花田植、また来場者増加に向けまして、新たな取り組み、何か考えがありましたら、伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 新たな取り組みといたしましては、新たなターゲットへ向けた情報発信に取り組んで、誘客を進めていくことを検討しております。一つには、広島を訪れる外国人観光客に対しまして、本町の魅力及び二次交通の情報を併せて発信いたしまして、来訪を促進したいというふうに考えております。次に、定住外国人に対する情報発信でございます。町内及び町外に定住されている外国の方に対しまして、イベント情報を発信させていただいて、来場していただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。そのほか、来年開催されます第37回全国都市緑化ひろしまフェアにおいてはガイドブックへの掲載、そして関連イベントとしての実施等を検討しておるところでございます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ）　さまざまな、知っていない世代にも知っていただける努力というのは、本当に幅広い範囲で行えると思っておりますし、また、外国人だけではなく、いろんなイベントの中でも、この北広島町の壬生の花田植をPRできるポイントを見つけていただいていると思いますので、その活動を今後も大きく期待をしたいと思います。この花田植というのは、壬生の花田植というのは、壬生地区にとって大変重要なものであります。壬生地区の壬生の将来のビジョンづくりという中で、中間報告としてのアンケートがありました。その中で、壬生地区で誇れるもの、誇れること、10年後、20年後も残していきたいもの、伝えていきたいもの、大切にしていきたいものとして選ぶ中では、壬生の花田植を選ばれた方がアンケートの68通中、約70%が壬生の花田植を残していきたいというふうに、継承に対する気持ちを大きく持っていらっしゃいます。この壬生の花田植など、伝統を守るための子どもたちの伝承というのも大変大切であります。先ほども子どもたちが自主練習をするほど今頑張っているという話をさせてもらいました。これは学校の先生方の取り組みも非常に大きく、この花田植の練習を花田植前、そして、さまざまなイベント前というのは夜練習を行います。その夜の練習に子どもたち、そして来てくださる保護者の方、協力いただく保護者、また田楽団員、そしてやはり協力なくてはならないのが先生方でいらっしゃいます。この度の4年生の取り組みの中では、先生方の事前の取り組みというのが非常に大きくて、子どもたちの気持ちが高まったところから、花田植の伝承に向けて動くことができたので、非常に子どもたちも前向きに取り組むことができ、大変感謝をいたしました。教育委員会の動きというのも大変大きな、重要な部分でもあります。この教育委員会が思う地域学習の取り組みに対しての考え方をいま一度伺います。

○議長（宮本裕之）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊）　生涯学習の取り組みというところでございます。北広島町にはさまざまな自然、それから文化がございます。こういった自然や文化を子どもたちに、まさに知っていただきたいというふうに思っています。壬生小学校、それから新庄小学校で、先ほど言いましたような田楽やはやし田の取り組み、こういったことも一つにあるというふうに思います。こういったことを地域の方々と一緒に、ともに学んでいながら、それに触れ合うことを通して、北広島町のよさを知っていただきたいというふうに思います。昨日、保存会のほうと話をしましたが、壬生小学校では、全ての子どもさんが田楽を経験するということが現在になっております。ですから、全ての子どもさんがそうして学校の地域学習を通して、将来花田植を知っていく、こういったことも非常に大切になってくるのではないかとこのように思います。

○議長（宮本裕之）　山形議員。

○8番（山形しのぶ）　今、課長のほうから、全てがという話がありましたが、非常に、その全てという部分、私は保護者として参加しておりますので、実は厳しいところがあります。今までは、田楽を子どもたちが、体験するのが必ずということではありましたが、今は時代も変わってきておまして、夜の送迎というのが難しいという保護者もいらっしゃいます。この参加というのをしなくてもいいのではないかと考えて、そのように対応される方もいらっしゃる時代になってきています。なので、守るとするのが非常に難しい状況ではあると思うんです。そういった中で、子どもたちが地域の方々と一緒に行うというのを今回4年生がとてもよかったなと思うのは、子どもたちから学びたいという気持ちに持っていくことができたんですね。早く練習を始めてほしい、早く披露させてもらいたい、早く頑張ったことをみんなに見てもらい

たいというふうに子どもたちが気持ちを持っていくと、情けない話ですが、保護者のほうがちょっと消極的であっても、子どもたちが頑張るんならという形で保護者も応援の気持ちを持つことができるようになってくると思います。そういった形で、教育委員会としても地域学習の大切さをさまざまな角度から考えていただきたいと思います。続いての質問に進みます。壬生の花田植を北広島町の強みとして生かすためにさまざまな活動、こういったPR等もありましたが、必要なこと、こういったことが必要だと考えますでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 無形民俗文化財の保存という観点からしますと、人から人への伝承が一番大切であるというふうに思っています。壬生の花田植の承継につきましては、田楽団、そして地域の皆様方の協力により積極的に行われております。これこそが、まずは強みであるというふうに考えています。今後さらに北広島町の強みとして発展させる、そういった観点からは、観光、消費額の拡大、こういったことも必要なのではないかとというふうに思います。経済的な効果のある事業を展開するために、宿泊が伴うようなコンテンツの開発、それから年間を通して花田植を体験できるようなメニューの開発、そういったことも必要ではないかとというふうに思います。本来、農耕文化から派生しました伝統芸能であるということが一番大切だということに思っています。そこを踏まえながら、観光関係団体や地元関係者、そういった方々との連携をとって花田植を体験でき、楽しむことができるような仕組みづくり、こういったことが必要ではないかとというふうに考えます。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、課長のほうから、人と人への伝承が一番大切な、一番強みですよという話がありました。この言葉が出てきてほしいなと思っていたので、非常に、こちらの面はうれしく思います。やはり伝統をつなげていくためには、人から人へというところが何よりも大事だと思っておりますので、そこで見える部分、その人から人へ伝わるときに、よさを頑張って伝えていこうというものが、伝統を守っていく大切な一つ、何よりも大切なものになるのではないかと思っています。ちょうど昨日、スーパーで買い物をしておりましたら、元早乙女だった方と話をして、その方とそれじゃあというふうに別れたところで、もう一度駆け寄ってきてくださいまして、ちょっとこれをどうしても言いたかったよという話があつて、先日のイベントで、子どもたちの花田植を見たけども、すごかったね、もう涙が出たよというふうにお話をされていらっしゃいました。そのぐらい人の気持ちを動かすことができる活動があるというのは、この町に住む私たちにとっても大変ありがたいことだと思っております。今、壬生の花田植を今日は中心に答弁をいただきました。北広島町の強み、では何かというのを考えながら、この質問を考えてまいりました。最後の質問になります。この北広島町の強みとは一体何が、その強みを生かすために、どのようにすべきと考えるかというのを町長の考えを伺いたいというふうに思っています。先ほどの同僚議員の別の質問ではありますが、定住に向けては、まちづくりをしっかりとっていくというところ、また、地域の人と人の大切さというのも、町長のほうからも答弁がありましたので、強みについて、その強みを生かすために、町としての考えを町長の意見として伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 先ほど来話があるように、北広島町は、伝統芸能を中心とした文化の町だということも言えるんだろうというふうに思っています。花田植、それから神楽、そのほかの伝

統芸能もいろいろあります。これらが長きにわたって伝承されてきている。それ自体がなかなかできることではないというふうに思っています。そうしたことが伝承されてきているというのは、ちょっとやそつではまねができないことだというふうに思っています。そうした意味でも、こうした文化が残っているというのは本町の大きな特徴であり、強みであるというふうに思っています。それが経済活動、そういったところへの、観光もそうでありますけれども、そういった形で地元にお金が落ちるような仕組みづくり、メリットづくりも今後していかなければならないというふうに思っています。壬生の花田植もユネスコ無形文化遺産登録がされ、よりきちっと伝統を守っていかなければならないという部分の期待度も高くなっているということで、保存会の皆さんを中心に、そういった保存活動については一生懸命取り組んでいただいておりますが、その経済事業のメリットを生かすような取り組みというのは、まだ不十分な点もあるというふうに思っています。こうした、来て楽しんでもらえるような仕組みづくり、体験して楽しんでもらえる、また、いろんな経済活動につなげていく、お土産物もそうありますけれども、いろんな面で、そうした仕組みづくりをこれから作っていかなければならないというふうに思っています。民間の皆さんと一緒に、ここらは議論しながら進めたいと思っているところであります。大きな意味でのまちづくりとは少し違うかも分かりませんが、根底としては、そういったものがあるというふうに思いますし、他の市町がすぐにまねができない点でもあるというふうに思っています。

○議長（宮本裕之） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 長きにわたり本当に守っていつている、この文化があるというのは強みですと、町長からも答弁がありました。最初にお話をしましたように、北広島町には何があるのと聞かれてしまうのではなく、あっ北広島町と言えどということ、あっ神楽もあるね、壬生の花田植もあるね、観光地もこんなところがあるよねというふうに、すぐに出てくる町であってほしいなというふうに思います。そうなるためには、私たちも自信を持って、この北広島町のよさというのを伝えていかなければいけないですし、今後、これからもそのよさをきちんと伝えていけるように、よさを知っていないと伝えることはできないと思いますので、そのよさをしっかりとつなげるように、私たちも先に向けて努力をしていくべきだと思っております。そういった中で、町ができる役割というものたくさんあると思いますので、その取り組みをさらに広げていき、北広島町のよさを多くの方に分かっていただくように、住むためには分かるところが一番だと思いますので、知っていただくために努力をいただきたいと願ひまして、私からの質問を結びといたします。

○議長（宮本裕之） これで、山形議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。55分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 45分 休憩

午後 1時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、15番、大林議員。
- 15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。今回は、火災予防の取り組みについて質問いたします。去る10月31日未明に、沖縄の象徴である元琉球王朝の王城であった首里城が、火災により一夜にして瓦れきに化してしまいました。沖縄の象徴で、沖縄県民の心の支えであり、沖縄を訪れる多くの観光客が足を運ぶ、沖縄有数の観光地でもありました。火災は、その建物を消滅させるだけでなく、思い出や命さえ奪ってしまいます。これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となりますので、火災予防の取り組みについて、以下の質問をいたします。まず、町内には、古保利薬師の仏像12体と龍山八幡神社が国の重要文化財に指定されておりますけれども、そのほかにも、町内には同様の重要建造物があるのかどうか伺います。
- 議長（宮本裕之） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村豊） 国の重要文化財ということでございますので、生涯学習課からお答えをさせていただきます。議員言われました今の2つのほかに、国重要有形民俗文化財として、樽床八幡山村生活用具及び民家がございまして、また、建造物以外では、芸北の染色用具及び草木染めコレクション、それと川東のはやし田用具がございまして。
- 議長（宮本裕之） 大林議員。
- 15番（大林正行） 私が申しました以外に、重要有形民俗文化財として、今おっしゃいましたけれども、今回は火災の関係でございますので、建造物に限って質問していきたいと思っております。重要建造物は後世に残していく必要があると思っておりますけれども、その防火対策についてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。
- 議長（宮本裕之） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村豊） 文化財は、我が国の歴史や文化を理解するために欠かすことのできない貴重な国民の財産であるとともに、将来の発展向上になくってはならないものだというふうに思っております。また、将来の地域づくりの核になるものとして、確実に次世代に継承していくために適切な防火対策が必要と考えております。龍山八幡神社では、平成27年度に老朽化した消防設備を修理をしております。また、各施設の消防設備の点検を毎年専門業者に委託をして実施をしております。このほか、毎年文化財防火デーには各施設とも消防訓練を行い、文化財の保護を図っております。
- 議長（宮本裕之） 大林議員。
- 15番（大林正行） 防火設備の更改であるとか、定期点検等されているということでございますが、福山とか尾道地区の消防組合では、首里城の火災を受けまして、管内の文化財施設、当地には国宝等たくさんありますので、これの防火体制について、臨時に査察したという報道がありました。本町では、このような取り組みはされたのかどうかお伺いいたします。
- 議長（宮本裕之） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村豊） 本町において、そういったことはしておりません。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 文化財の査察ですが、本町においては、消防本部としても行っておりませんが、文化庁のほうから通知が来ましたので、その旨が全てそういった関係に届いております。
- 議長（宮本裕之） 大林議員。
- 15番（大林正行） まだしてないけれども、文化庁から通知が来たということで、これから取

り組まれるということでしょうか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 消防本部のほうでは、1月26日の文化財防火デーに併せまして、こうした文化財の訓練、立入検査、これを行うこととしております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 次に、こういった国の指定重要文化財でありますけれども、有形民俗文化財も含めてでございますけれども、防火対策についての国の基準、こういうような設備をしないと、そういうものがあるのかどうか、また、国からのそれに対する予算措置があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 防火対策につきましては、消防法により、それぞれの施設に応じた消防設備の設置が義務付けられております。それに基づいて消防設備を整備をしております。なお、国の重要文化財は、消防法令上、原則として、規模にかかわらず、消火器、または簡易消火用具及び自動火災報知設備を設置しなければなりません。国からの補助金ですが、補助額100万円以上の事業が補助対象になります。補助率は、補助事業者の財政規模などにより異なりますが、国が5割から8割補助で、県、町、所有者がその残りを案分します。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 施設ごとに防火設備の設置が義務付けられているということでしたが、それでは次に、施設ごとに、3つ主にありましたので、質問とか確認をしていきたいと思っております。まず、古保利薬師でございますけれども、ここには、私が行って見た限りでは、消火器が4基設置してありました。これ以外には、火災報知機ちょっと見当たらなかったんでございますけれども、もし私が見た消火器だけでは、この国の重要文化財を守るには不十分だというふうに思いました。現状がどうなっているのかという確認と、首里城の火災でも言われておりましたけれども、まず、初期消火が非常に大事であるということで、私は、スプリンクラー、これの設置、あるいは、さらに消火栓でありますとか、火災報知機の設備が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 古保利薬師の消防設備ということでございます。こちらにつきましては、各建物に消火器を設置しております。また、収蔵庫には、自動煙感知器を備えております。これは警備会社へ通報できるような仕組みになっております。また、仏像のある収蔵庫は通常は施錠しております。見学者があった場合、その都度管理人が開錠し、開設を行い、終了後にまた施錠するようにしております。また、収蔵庫は耐火構造物、鉄筋コンクリート造になっております。そのため防火機能は大きいものとなっておりますと思っています。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 収蔵庫については耐火性ということと、報知機があつて消防署へつながっているということでしたが、やはり火の気がないということではないと思うんですけれども、スプリンクラーというのは、燃えてしまったら仏像も再現できませんので、必要ではないかと思いますが、その考えはありませんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 現在、スプリンクラーにつきましては、非常に高額であるということ

もあります。そういったことから、現在のところは考えておりません。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 現在考えてないということでありまして、私も古保利薬師の場合は、昼間は管理人さんがいらっしゃいます。夜は無人になるということで、火の気もないんで、夜は火の気もないということで、早々火事になることはないかなというふうに思ったんですけども、管理人さんから伺ったんですけども、今はちょうど落ち葉が落ちてるんで、それをほうきで集めてらっしゃるんですけども、そこにたばこの吸い殻が落ちてるといふふうにおっしゃってました。ぞっとしますよということでありました。それで、夜は誰も行かないといっても、近ごろ賽銭泥棒が5回入ったということでございました。それで、その対策として防犯カメラを付けましたら、夜中に犯人らしき人物が写ってたと。ただ、暗くて特定ができないということでありました。想像しますと、賽銭泥棒の後、一服して帰ったのかなというふうに思いました。何でそう言うかといいますと、私の近所にも神社がありまして、賽銭泥棒が既に五、六回入ってます。警察にも通報して調べてもらったんですけども、たばこの吸いがらと、それをもみ消した跡がありまして、やはり同じようなことをしたんじゃないかというふうに思いました。警察のほうは、これ犯人のものだろうということで、鑑識の方が持って帰られましたけれども、今もって犯人は捕まっております。そういったことで、神社等は山の上にあたりして、夜は誰も行かないから安心だというふうに思っておりますけれども、そういった火の気のないところでも安心ができないということで、非常に大事な、先ほども未来に確実に残さないかということおっしゃいましたけれども、そういった意味では、私はさらなる防火設備、スプリンクラーが一番いいんじゃないかなというふうに思ったり、そこにも消火栓も確かないんで、もし火事になったら、どこから水を取るのかなと、そういうちょっと心配もありましたけれども、また、そこらも含めてご検討いただきたいと思います。次に、龍山八幡神社でございまして、ここには、私が行ってみた限りでは放水銃が2基、それから消火栓が1基、消火器が3基、見えるところでは、火災報知機も2か所設置してありました。スプリンクラーについては、ここには設置してあるのかどうか伺いたいと思います。また、火災報知機がありましたけれども、これは消防署へつながっているのかどうか。私が伺ったのは、宮司さんのところへつながっているということで、消防署のほうはどうか聞いておりませんので、その辺をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議員おっしゃいましたように、龍山八幡神社、こちらには消火器と屋外消火栓設備として、消火栓、それから放水銃、動力ポンプが設置してあります。また、自動火災報知機も本殿に設置してありますが、先ほど言われましたように、宮司さんのお宅に通報する仕組みとなっております。消防署のほうへはつながっておりません。スプリンクラーにつきましても設置はしておりません。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 火災報知機も宮司さんもいつもいらっしゃるとは限りませんので、ぜひ、消防署のほうへも、先ほど古保利薬師はつながっているというふうに、つながっていないんですかね。警備会社へつながっている。それはそれでいいと思いますけれども、ここもそういった対応が必要ではないかというふうに感じました。それと、放水銃についてでありますけれども、正面と横にありました。私も三次の風土記の丘というのがありまして、県立の公園がありますけ

れども、ここにも重要文化財があります。そこを見てもみましたら、やはり同じように放水銃が2基設置してありました。ここでは、その放水銃の横に非常に分かりやすく取扱説明がありました。4つの工程で。これ見ると、これなら私でもできるなど。専門家でなくても、とにかく早く取りかからにやいかんということでは、非常にいいなと思いました。この龍山八幡神社の場合は、ちょっとよく分かりません。ちょっと素人ではどうしていいのか、そういうようなことを感じましたので、こういうのをここにも、そういった分かりやすい取り扱いを、近くに看板を備えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 先ほど説明申し上げましたように、龍山八幡神社、こちらは1月の26日、文化財防火デーのときに訓練をしております。そういった初期消火に備えるということで訓練をしておりますところでございますが、議員おっしゃいましたような操作の方法の案内板というものはございません。また、参考にして考えていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 私が龍山神社に行きましたのは11月の18日だったのでございますけれども、そのときトイレをお借りしました。水が出ないなということで、じゃあ手を洗おうかと思って、手洗いを開けようとしたけれど、手洗いも水が出なかったということで、凍結防止にはちょっと早いなと思いましたが、多分、放水銃とは別系統の水道管ではないかと思っておりますけれども、ちょっと怖いなという感じがしましたけれども、その辺の点検は、先ほどは1月26日、定期的に行ってらっしゃるといふふうには聞いたんですけども、ちょっとそこらの辺、私が行ったときだけ、たまたまかも分かりませんが、そういった点検はもう少し頻繁にやられたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そこらをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 龍山八幡神社のことですので、大朝支所からお答えします。龍山神社、議員ご紹介のように、トイレは井戸水です。なお、下水を設置しましたときに、井戸水にはメーターをつけさせていただいておりますので、毎月1回、メーター等の異常があったときには担当者のほうで確認をさせていただいておりますし、今回も、ちょっと地元の方にお聞きしたところ、今年ポンプの修理をされていたようでございます。消火栓のほうは、また別の貯水槽がありまして、別系統となっております。ということで、定期的には点検させていただいているような状況です。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 点検のほう、よろしくお伺いいたします。それからもう一つなんですけれども、重要文化財の場合、内部でありますとか周囲では、火災予防条例というのがありますけれども、これで喫煙であるとか、火の気があるようなたき火をしたり、バーベキューしたり、それは禁止されております。その旨が表示、掲示板といいますか、放水銃の近くに掲示板があるんですけども、年に1回は見てらっしゃると言われた割には読めません。ほとんど。そこらも、私、点検をずっとされてないのかなと思って、今質問してるんですけども、先ほどは、年に1回はやってるよということでありました。この中には、火災予防条例24条の要約版が書いてあるんですよ。これも大事だけど、それよりも、大きな禁煙とか火気取扱注意とか、何かそういうほうが皆さんにアピールする力あるんじゃないかと、条例の一部を書いても、どうかなというふうには思いましたけれども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 火災予防条例で、確かに火の使用制限はかけております。議員おっしゃいますように、もう少し分かりやすく禁煙とか、そういったところ検討してまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 大事な、この建物は、私が聞いた限りでは、厳島神社に次いで県内では古い建物というふうに聞いておりますので、ぜひ、万全な防火対策のもとに後世に残していただきたいと思います。次に、樽床の民家について、質問書には書いておりませんが、質問させてもらいたいと思います。ここには、消火器と火災報知機は設置してありました。その2つということでありまして、ここにもスプリンクラーとか消火栓の設置が必要ではないのかなというふうに思いました。特に消火栓とかなないと、民家から離れた場所にありますので、もし通報しても、そこに来るまでには何か終わってしまうなというような感じがありました。聖湖がありますので、水はいっぱいあるんですけども、その手立てが、近くにあったほうがいいんじゃないかなと思いました。私が見た限りなんで、もしかしたらあるかも分かりませんが、そこらのスプリンクラーの設置だとか消火栓の設置について、どうであるか、お聞きをいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 樽床の民家についてでございます。消防法によりまして、消火器と火災報知機の設置の義務はありますが、屋外消防設備の義務がありません。そのために、おっしゃいますように、屋外には消火設備がございません。現在のところは、やはり樽床から水を引くしか手段がないという状況になってます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 設置義務がないということでもありますけれども、まず、火災報知機がありました。これは、私が管理人の方に聞いたら、もし感知器があって、それで鳴るのは、古民家の奥で鳴るんですね。そうすると多分誰も、お客さんがいらっしゃるときなら聞こえますけれども、管理人さんは、奥の収蔵庫のところにいらっしゃいますし、聞こえるのは聞こえると思いますけれども、先ほどの2つの施設がありましたように、そういった別のところですね。警備会社であるとか、消防署に鳴るように、今、通信回線ができておりますので、そんなに難しいことではないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 現在のところは、おっしゃいますように警備会社、セコムとも契約をしておきませんので、そういったところへの通報はできない状況にあります。今後、ちょっと必要性について検討してまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 樽床民家では、日曜日には、囲炉裏がありまして、この囲炉裏に火を起こされるんだそうです。これ、多分茅葺きの屋根なんで、火をたいたほうが長持ちがするとかいうことだと思うんですけども、木造茅葺きで火を起こすというのは非常に火事になりやすい要素がありますので、国の基準は満たしているとおっしゃいましたが、今以上の防火対策が必要ではないかというふうに思いました。ここは雪で壊れまして、2億円かけて改築をされまして、それで8月からオープンしておりますけれども、それだけの重要な建物でございます。

すので、ぜひ地元の方とも相談されまして、さらなる防火対策について、取り組みをお願いしたいと思います。それで、次にスプリンクラーの設置をというのを何回も言いました。3つの施設とも必要ではないかと思いましたが、基準にはないということでございますけれども、やっぱり私は設置が必要ではないかと思えます。それで、ただ多額の経費がかかるというふうにおっしゃいました。今の財政状況、今日、先ほども財政規模を縮小していかないかということで、非常に厳しいということでありましたので、国にその設置を要望してみるとか、あるいは財源確保のためにクラウドファンディングとかふるさと納税、そういったことの取り組みができないのか、そういったことで財源を確保できないかということをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） スプリンクラーの設置ということでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、非常に高額であるということがあります。町の財政状況も非常に厳しい。それから国の補助制度につきましても、現在、私どもの中では把握をしておりません。こういったものがあっても、全てが補助ということではないということがあるために、困難ではないかというふうに考えております。またクラウドファンディング、こちらにつきましても、やはり資金の調達が高額であるというふうに考えますので、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。文化財につきましても、非常に大切なものでございます。管理の徹底、それから消防訓練、そういった細かい細心の注意を払って、保護に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） なかなか難しいということでありましたけれども、新聞報道等によりますと、比較はできないかも分かりませんが、首里城の再建のために、もう既に12億円寄附が集まったというふうに聞いてます。これも新聞ですけれども、地元の新庄中学校も寄附を集めて、町内から寄附を集めて、修学旅行のときに持っていかれたというふうに載っておりました。こういった重要文化財のファンの方というのはたくさんいらっしゃるんですね。私が思った以上にいらっしゃいます。例えば、古保利の薬師さんの仏像でもたくさんの方が見に行くとありますので、そういった方のご協力を得るといっても、不可能ではないというふうに思いますので、またご検討いただきたいというふうに思います。重要文化財については以上にしまして、次に、消防署が発表されました平成30年の災害状況報告、これは9月議会のときに資料をいただきましたものでございますけれども、これによりますと、火災が30年は21件発生して、死者が3名というふうにあります。平成29年の12件と比較いたしますと、大幅に増加している。中でも芸北地域の件数が増加しているということでございましたけれども、増加した原因と、どのように分析していらっしゃるのか。また、どのようなそれに対して対策を打っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 火災発生件数について、消防本部のほうからご答弁を申し上げます。増加の主な内訳としましては、たき火などの延焼によるその他火災が1件から4件で、3件の増。車両火災が1件から4件で、3件の増。建物火災が6件から8件で、2件の増。林野火災が4件から5件で、1件の増となっております。特に芸北地域での3件の車両火災が発生し、これが芸北地域での火災発生増の要因となっております。空気の乾燥した時期に実施したごみ焼きなどの延焼を拡大し、火災になっており、火災に対する危険意識が希薄なことが原因と分析し

ております。対策につきましては、乾燥注意報が発令されましたら、防災行政無線及びきたひろネットを積極的に利用した広報、それと火災多発期特別警戒、春とか秋の火災予防運動中の車両を使用しての移動広報の実施、あと自主防災会、講習会などで防火意識の高揚を呼びかけております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 防火意識が薄いというのが原因ということで、広報に努めてらっしゃるということで、町の広報紙を見ても毎回いろいろと載せていただいておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。それで、またスプリンクラーの話なんですけれども、重要文化財だけではなくて、人が多く集まる施設の初期消火にはスプリンクラーというのが効果的だと考えますけれども、その設置基準については、消防法等ではどのようになっているのか、伺いたします。また、町内の設置状況についても、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） スプリンクラーの設置基準でございますが、用途や面積によって細かく定められております。社会福祉施設等で自力避難が困難な方、こうした方が入居しておられる施設には、全ての施設へスプリンクラーの設置が義務付けられております。百貨店などは延べ床面積が3000㎡以上、集会所や旅館などでは延べ床面積が6000㎡以上で設置が義務付けられます。町内の設置状況ですが、千代田地域に13施設、芸北地域に4施設、大朝地域に3施設、豊平地域に6施設、合計26施設で、いずれも社会福祉施設や病院、百貨店などが対象となっております、全てこれらの施設には、スプリンクラーは設置されております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 社会福祉施設を中心に26か所ということでありましたけれども、先ほどから、相当お金がかかるということでありました。私も近所にデイケアやっている施設がありますけれども、金がかかって、付けるのに相当金がかかるということで、ほかの方法とられたんじゃないかと思えますけれども、どのぐらいかかるんですかね、規模では違うと思うんですが。何百万とか何千万単位なのか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 設置にかかる経費ですけど、これは規模によってもまるっきり変わってまいります。どうしても何千万単位になることもありますし、あとは、今は認められているのが特定施設水道連結型スプリンクラーというのがありまして、これは常時普通の水道、これからつなぐような小規模な、どちらかという建物なんですけど、こういった施設にはそういったものも今は使えるようになっております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） それでは次に、消防署では、事業所などに対する火災予防査察というのが行っておられるのかどうか伺います。また、行っておられましたら、その結果と対応についてはどのようになっているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 査察でございます。消防署では、年度ごとに査察指針を定めまして、50名体制で毎月1回、査察実施週間を定めて事業所の査察を実施しております。平成30年度における北広島町管内の査察実施状況は、事業所などの防火対象物、これを628件、危険物施設160件、一人暮らし老人家庭273件を実施しました。査察において不備事項を認めた場

合は、立入検査結果通知書を交付しまして、改善計画書の提出を求めます。そうして改善指導を行っております。また改善通知書交付事業所につきましては、追跡調査を実施しまして、改修されるまで指導を行っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 毎月1回ということで、年間で言いますと、先ほど言いました、多分千件を超える件数をやってらっしゃるということでした。ありがとうございました。次に、住宅用の火災警報機でございますけれども、これは新築住宅については、平成18年の6月から、既存の住宅についても、平成23年の6月から設置が義務付けられておりますけれども、現在の設置状況について、まず伺います。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 住宅用火災警報機の設置状況でございますが、北広島町、これは令和元年6月1日時点の調査でございます。北広島町の設置率は54%で、全国82.3%、広島県87.5%の設置率よりもかなり低い数字となっております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 設置率の54%ということで、全国、広島県と比べて低いということでありまして、私も町広報を見ておりましたら、設置しましょうと、義務付けられてますよというのは書いてあるんですけども、なかなかそういうのをやられても半分ぐらいで、中には付けましょうというのと、これを付けてたために命が助かりましたという事例が載っております。非常にいいことだなと思うんですけども、これ80とか90に、100に近づける必要があると思うんですけども、そのような取り組みはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 設置率の向上なんですけど、この調査が国の基準に基づきまして、無作為抽出方式により行っております。最終的にその調査する世帯を決めるのは、調査担当の職員なんですけど、先ほどから議員おっしゃいますように、うちの消防本部は、設置されている可能性が、もう大である新築というか、建築後10年未満であると思われる住宅、または共同住宅などはもう調査の対象から外しておりますので、今設置率が低くなっているというふうに思っております。その対策ですけど、今後ずっと民生委員協議会とか出向きまして、点検とかそういった設置の推進も行っております。また、先ほどありました29年から30年にかけては、建物火災による犠牲者が出ましたもので、あんしん電話、それとか一人暮らし高齢者の世帯を一斉に訪問しまして、住宅用火災警報機の設置の推進、そして設置の調査も行っております。その結果は、そのときは81.7%でした。ですから、そういったご家庭にはある程度、80%以上のものがついているのかなと思っております。今後も引き続き、積極的に呼びかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） よろしくお願いたします。この関係でございますけれども、住宅用の火災警報機も電池の寿命が大体10年というふうに言われております。先ほどの義務付けられた時期から言いますと、そろそろ交換時期が来ている家もあるんじゃないかと思っておりますけれども、どのような指導されておられるのか。ほかにも10年を経過しますと、電子部品が劣化したり、日常的な場所によりまして、汚れ等で目詰まりなどが起こって、火災を感知しないということが起こるんだそうでありまして、この辺の指導については、どのようにされておる

のか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 住宅用火災警報機の寿命と言いますか、義務付けられてから10年以上が確かに経過しております。これは一般社団法人の日本火災報知機工業会というところなんです、電子部品、今議員おっしゃられましたように、寿命で感知しなくなる可能性が10年を目安としてくださいということで、本体を交換することを今推奨されております。そういった関係で、広報とかいろんな面で、文字、広報きたひろしま、きたひろネットなんかでもいろいろやっておりますが、電池切れと、ほこりによる感知障害ですので、まず、引っ張っていただいたりボタンを押していただいて、まず点検していただくと、こういうことを今呼びかけております。そしてまた、あとは、ちょうど10年、共同購入された地域もありますので、そういったところには、また自主防災会、自治会を通じて、共同購入での交換のお願いをしようと思っております。

以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 広報等でお知らせされているということでありました。私もひもを引っ張ってみたら、正常ですというふうに言いましたんで、これは時々やってみないかなというふうに再認識したんですけれども、ぜひ広報等で周知をして、非常に役立つ、命を守るためには役立つ設備だと思いますので、よろしくお伺いいたします。次に、消防団員のことについてお伺いいたします。まず、日ごろから消防団員の方には、これからは、特に夜警等ありますけれども、町民の安全のためにご尽力いただきまして非常に感謝をしているところでございます。火災であるとか災害対応には、消防団員の存在というのは欠かせないと思いますけれども、今、消防団員の定員というのは795人になっていると思いますけれども、現在員は何人いらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 消防団員の関係ですので、危機管理課のほうから答弁いたします。

平成31年4月1日現在でございます。725名でございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 725人ということで、70人の不足ということでございますけれども、高齢化でありますとか、そういった人口減少によって、だんだん確保が難しくなってるんだと思いますけれども、消防団員の任用については規則ですか、これでは町内に居住する者または勤務する者というふうになっておりますけれども、町外に居住されて町内に勤務されている、そういった消防団員の方は現在いらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在把握しておりますのは3名でございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 3名ということでございました。先ほど申しましたように、高齢化であるとか、人口減少によって、これから、さらに消防団員の確保は困難になってくるのではないかとというふうに思います。そこで、消防団員の募集を町内の事業所にもお願いしてはどうかと、既にされているかもわかりませんが、どうかと思います。そこをお伺いしたいのと、事業所から出していただくと、昼間しか活動ができないと思いますけれども、業務の支障になる

と思うんですけども、そこらでもし、事業所から出された町外に住む方がなられたときに、その事業所に対する何か特典とか、そういったものがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 消防団員のことでございますが、現在消防団員の勧誘、現消防団員の勧誘により団員を確保しておる状況でございます。ご提案いただきました事業所への依頼も募集方法の一つとして、今後の参考とさせていただきます。それと、消防団員を従業員にお持ちの事業所では、表示制度というのがございまして、消防団員の活動に協力をいただいております。その協力いただいた事業所については、入札であるとか、そういう関係のもので、こういう表示制度を使っていますよということで、意見をもらうという機会がございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） ぜひ、これから消防団員の方の役目というのも重要になってくると思いますので、ぜひ定員確保できるように、さまざまな取り組みをお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮本裕之） これで、大林議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。50分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 40分 休憩

午後 2時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。さきに通告しております、災害避難所の運用と状況は、ということで災害避難所を中心に質問していきます。日本は、災害大国と呼ばれるほど大変災害の多い国です。また近年は、想定外と呼ばれる災害が多発しており、国をはじめ各自治体や民間企業においても、これまでとは異なった対策が求められています。内閣府の防災担当が出している避難勧告等に関するガイドラインが平成31年3月に改定され、住民は、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示されました。また、この方針に沿って、自治体や気象庁などから発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して、防災情報が提供されることとなりました。気象庁のホームページを調べてみると、次のように書かれています。これについては、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、念のため、確認のため言いたいと思います。自治体から、警戒レベル4である避難勧告や警戒レベル3である避難準備、高齢者等避難開始などが発令された際には、速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は、自治体が発令する避難勧告等より先に発表されます。このため、避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災

気象情報が発表された際には、避難勧告等が発令されてなくても、危険度の分布や河川の水位情報などを用いて自ら避難の判断をしてください。避難に当たっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層部に避難するなど、自らの判断で、その時点で最善の安全確保行動をとることが重要です、となっています。また、北広島町のホームページでも、災害時の避難に際し、最も大切なのは各家庭で決めておく避難場所です。町指定の避難施設に捉われることなく、自主的に避難したり、緊急に身の安全を守るため、親戚や知人、隣人宅を含めた我が家の避難場所を決めておきましょうと書かれています。このように、身を守る上で最も大事なのは早めの避難であり、いち早く避難所へ行くことが推奨されています。そこで、まずは、近年の災害状況について伺います。大きな豪雨災害となった平成29年以降、北広島町において警戒レベル3以上の災害は何回あったのでしょうか。また、その際に設置された避難所は何か所になるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難所の関係ですので、危機管理課のほうから答弁させていただきます。本年5月に運用開始し始めた警戒レベルですが、警戒レベル3相当、避難準備、高齢者等避難に該当する災害の回数ということでございますが、平成29年は2回、避難所は21か所、平成30年は1回、避難所は33か所。本年は4回、避難所は28か所、これを開設しております。以上です。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 大体、年々20か所、30か所以上開設されるということで、その避難所を開設するに当たり、その開設はどのように決定されるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難所開設の決定はということでございます。まず、台風や大雨が夜中に降ることが、事前に判断できる場合にあっては、明るいうちに避難できるよう、主な避難所4施設を事前に開設をいたします。そのほか、雨の状況で、高台にある運動公園、学校などの避難所等を開設をしていきます。さらには、地域の自主防災組織や自治会、指定管理者により自主的に開設されており、一例ですが、大雨警報が発令されましたら、避難所の開設をする基準を設けておられる自主防災組織などもございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） いろんな方が開設しておられると思うんですが、避難所を開設する手順、全て細かくは難しいと思うんですが、大まかには、こんな形をされているということが分かれば言ってください。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 開設の手順としましては、气象台や県からの気象情報の提供を受けて、避難所を開設すべきかどうかを判断しております。その後、警報が発令されましたら、あらかじめ決めております避難所の当番、これに連絡をして、主な避難所4施設の開設を指示をします。避難所当番は、避難所の準備を行い、きたひろネットと防災行政無線で避難所開設の広報を行うというようなことになっております。警戒レベル3というのが大雨警報ですが、これが警戒レベル3相当となりまして、こちらでいえば、避難準備、高齢者等避難とか、そういう判断を警戒レベルを判断しながら、避難のほうも手順を踏んでいくということになっております。以上です。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 先ほど言われた4名というのは職員の方ですかね、それとも地域の方。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 4施設をまず開設をしますよということです。避難所当番につきましては、各支所にそれぞれ2名、本庁も2名ということでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それは職員ということで、自治会の地域の方が開設するというところもあるということですかね。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） そのとおりでございます。町の職員が、まずは4施設の開設を行います、それ以前に自主防災組織のほうで判断されて開設する場合もございますし、町のほうの4施設、その後に開設をされる場合もございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 連絡体制というのも重要になってきます。きたひろネット未加入の方や携帯電話を持たれていない方もいらっしゃいます。避難所を開設した後の周知方法というのはどうなっているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 避難所の周知方法でございます。きたひろネットの放送、それから携帯電話の登録メールの関係での発信、それと防災行政無線以外ということでございますが、広島県が県内全域に整備をしております広島県防災情報システム、こちらのほうにより、Lアラート機能で、テレビにテロップ表示をされております。これ民放、それからNHKのほうで避難所の表示もされてくるものでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それは外国語とか、そういった方にも対応されていると考えていいですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） ちょっとしっかり把握をしておりますが、外国語対応を進めておられるテレビ放送もあると聞いております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 町内で連絡する場合は、町内の放送からは外国語とかの対応はされているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 現在のところは外国語対応をしております。多言語対応というのは、全国的にも徐々に進んでおるところだと認識はしております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 多言語、そうですね。今は外国人の方も増えてますし、また、耳の聞こえない方などは手話も必要となってきます。これは、やはり近い将来対応していくということで、こちら考えていいですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 多言語対応でございますが、今、いろいろなシステムもございまして、研究をしながら検討を進めていきたいというふうに今思っております。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） できるだけ早めにそういった事故のないように対応していただきたいと思っています。また町内なんです、高齢化も進んでいます。介助が必要な方などの把握はされているのでしょうか。また、そのような介助が必要な方が、避難される場合どのような手段をとられるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 北広島町ですが、避難行動要支援者名簿、これにより支援が必要な方を把握しております。この名簿については、必要に応じて地域の自主防災組織などにも提供していただいております。それから、支援が必要な方の避難方法につきましては、まずは家族、親族、そして地域住民などの共助により避難されることが望ましく、地域の自主防災組織や自治会などを集めた研修、または出前講座をお願いしております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 周知を図られるということで、安心しました。それでは、次に避難所の状況について伺います。北広島町のホームページを調べると、令和元年11月25日、この一般質問通告した現在の時点では、町内の避難施設として、芸北が27か所、大朝が20か所、千代田が27か所、豊平が18か所の合計92か所となっています。そこで伺います。この情報に間違いはないのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 間違いはございません。指定避難所は長期間避難することとして、地域の避難所を指定しているものでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、この避難所となる建物についてなんです、面積とか設備、それから一番近い民家との距離などの決まりはあるのでしょうか。また、耐震とか防火等の基準をクリアしているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 面積は、被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること、設備は、被災者を受け入れ、または生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造、または設備を有するものであることとされております。民家との距離の決まりはございませんが、隣に倒壊しそうな建物があるのは望ましくございません。耐震の基準につきましては、全ての指定避難所のうち、学校及び体育施設等は耐震基準を満たしております。一方で、集会所など、これらの建造物について把握できていないものもございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 一部は、耐震とかは対応しているということなんです、対応しないところもあると。今後は、そういったところで二次災害が起こり得るかもしれませんので、そういったところは改善していくとか、調べていくということは、今後されていく予定はあるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 定期的な施設からの報告もございしますが、これは、定期的に避難所の確認というのが必要でございますし、見直しというのも考えております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。

- 12番（服部泰征） 見直しということで、定期的に行っていただきたいと思います。それでは、その各避難所なんですが、修繕が必要なところはあるでしょうか。また、その修繕が必要とされる場合、修繕計画というものはどうなっているでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 危機管理課のほうですが、修繕の必要がある施設について、現在把握をできておりません。施設の管理者において、計画的に維持管理していくことが望ましいと考えております。なお、避難所に支障がある場合は、避難所の変更を行うなど、随時対応していきます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 把握してないということなんですが、細かくは言いませんが、私も行ったこともあるんですが、某施設で雨漏りしてるとか、そういったのは聞いてます。そういった施設で、やはり避難所としてどうなのかなというのがありますので、そういったことは確認して直していくべきだと思うんですが、今後はどうされますか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 施設の管理者、こちらと連絡をとりながら、修繕の必要のあるものは、計画的に修繕をしていく方向性を協議をするということでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 私もよく後から、あそこ雨漏れてたよと聞くので、やはりそういったことは減っていくようにならないと、避難も進まないと思いますので、定期的に進めていただきたいと思います。それでは、各避難所の耐用年数についてなんですが、耐用年数を超過している建物というのではないのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 指定避難所における耐用年数については、現時点で超過している施設が20施設、超過していない施設が42施設、不明が30施設でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 超過もかなりあるということで、これは仕方ないんですが、修繕していくか、または公共施設削減ということから削って、統合していくのか、そういった計画というのは、今後どうなっていくそうですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） こちらのほうは、計画のほうは、現在危機管理課のほうでは対応しておりませんが、施設の管理、計画については、計画がまとまっているかということでございますが、これ、財政課のほうで施設管理のほうをしております。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 28年に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。現在、個別の施設についての個別施設計画を策定中でございます。これについては、まだ策定中ということで、まだ公表できるものとはなっておりませんが、その中で、修繕、計画とまでいくかどうかは分かりませんが、修繕の必要性とか、それから公共施設の、先ほど議員おっしゃったような公共施設のあり方、その施設のあり方についても計画を立てていく予定にしております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） さっきも言いましたが、そこに入って、またけがとかをしてはいけないの

で、やはり超過しているものもあるということですし、これからもずっと使うのであれば、計画をきちんとして、説明等していただきたいと思います。それでは、その避難所なんですが、洪水とか土砂災害の警戒エリアに入っている施設というのはないでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 警戒エリアに入っている施設ということでございますが、こちらのほう、あります。指定避難所では、地震、土砂、洪水と災害種別を分けております。それと、全てに対応できる施設についてと、または一つ、または二つの災害の種別に対応できる施設がございます。浸水想定エリアの施設であれば、洪水に不適であり、土砂災害警戒区域にある施設は、土砂災害に不適と考えております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 基準はそうのように設けてあるということなんですが、大事なのは、使う方が知っておられて、地域の方も知っておられて、ちゃんと運用できるかだと思うんですけど、その辺というのは、地域の方もご存じで、また周知とかどのようにされているんですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） これ危機管理課のほうには、そういう種別のほうがまとめております。地域のほうに説明に行くということと、避難所に、避難所の表示はしておりますが、そちらの表示に、災害種別についてのまるばつ、または、これは可能ですよという表示をする予定としております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） ということは、現段階では分からずに来られる場合もあり得るということですね。そしたら、それは急ぐべきと思うんですが、どう思いますか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） その表示と説明、それからホームページでの公表について、現在計画的にやっておりますので、これは進めてまいりますし、早急にやろうと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） また、計画エリア外とかって、最近問題になっているんですけど、北広島町は、そういったようなものはどうなんですか、計画エリア外で起こりそうな箇所とかというのは、今ありそうですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 計画エリア外の災害ということでございますが、広島県内でも、平成30年7月豪雨でも急でないところが、土石流が起きたりとかということがございます。その地域よりも北広島町は、山や谷間が多いということを考えますと、そういう場所はあるというふうに認識しております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） ホームページ見たら、そういったことも書いてあるんですが、今後、そういったことで調査もして、増える可能性もあるという認識でよろしいんですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 土砂災害警戒区域については、県のほうが調査をしまして、県内、今年度中に全てが、一応一回は終わります。その後に、再調査というのは随時行っていきますので、その関連からいうと、土砂災害計画区域が増えていったりすることは考えられます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 今回も警戒エリア外ということで問題になってますので、やはりその辺はきちんと認識を持って進めていただきたいと思います。災害大国と呼ばれる日本ですが、避難所の環境は、世界でも最低レベルと言われていています。避難所などの環境については、紛争や災害の際の避難所の環境水準について定めた、国際基準であるスフィア基準というのがありますが、そこでは、1人当たりの居住スペースというのは3.5㎡、およそ畳2畳分以上、それから天井の高さは2m以上、トイレは20人に1つ、男女比1対3の割合で設置などが基準として示されています。これに対応するため、日本でも段ボールを使った組立式の簡易ベッドを導入して広いスペースを確保したり、それから、持ち運びできる簡易的なそういった簡易トイレというのを準備したりするなど、工夫を凝らしているところもあると聞いています。欧米では、エアコン、ベッド付きのテントが設置されて、家族単位で使えるような対策をしているところもあると聞いています。この北広島町もそうだと思うんですが、小規模な地方自治体で、すぐにここまでの整備というのは難しいと思うんですが、避難所の環境というのが整っていないと、避難をするのをためらってしまいます。悪い部分は少しずつでも改善していく必要があると思いますので、問います。避難の季節というのが夏や冬の場合、空調設備がないと体調管理が厳しくなります。各避難所において、エアコンなどの設置、設備というのは、どうなっているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難所の地域状況により設置されているところもありますが、ないところも多い状況でございます。災害時でございますが、設備や食糧など要望を取りまとめ、対応を行うこととしておりまして、夏場はクーラー、冬場は暖房器具を必要な場所へ持参し、設置することとします。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） ということは、後付けできるようなクーラーとか、それから暖房器具というのは、ある程度備蓄されているということによろしいですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） こちらのほうは、応援協定、量販店とか結んでおりますが、備蓄しているものとしては、数が足りないというふうには認識しております。今後、こちらのほうは研究をしていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 次に、トイレなんですけど、トイレについても、介助のいる方とか障害を持たれている方とか、障害者が使う洋式トイレというのは、もちろん必要なんですが、衛生面から、和式トイレが必要という方もいらっしゃる。また避難者数が多い場合、数が不足するため、水分を控える方も多いと聞きます。町内の状況について伝えてください。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 建築された時代に応じまして、さまざまなタイプのトイレが混在しております。ですので、災害時には、簡易トイレの配置というのが必要になってくると思っております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） その簡易トイレというのは、今まで設置されたというのがありますか。

- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 町内で発生した災害について対応したことはございません。他地域に行った際には、簡易トイレというのが、後からですが配置されて、その避難所の運営をしていくということになります。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） ないということなんですが、これからはあるかもしれません。もし、その簡易トイレが必要になった場合というのは、どういうふうを持ってきて、運用はされるんでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 県と連携をとりまして、簡易トイレの手配とか、そういうことをしていきたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、しっかり計画をして、設置できるよう進めていただきたいと思います。次に行きます。プライベートな空間のない状況では、人による被害もあると聞きます。段ボールベッドや仕切り、簡易テントなど、プライバシー確保への取り組みや防犯対策はされているでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 防犯対策、プライバシーの確保など、中長期にわたる避難が生じた場合には、避難者の立場に立って必要な対策を行っていきます。なお、備蓄品としまして、間仕切り壁10部屋分20セットが備蓄をしております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 今、町内にあるのはそのぐらいということで、必要に応じて行っていくということによろしいですかね。では、救助や復旧など、地域の被災現場の総指揮をとり、また、国や関係機関などとの連絡、調整に当たる災害対策本部が設置される自治体の庁舎は、BCPと呼ばれる業務継続計画というのを策定して、大規模災害時でも業務が遂行できるよう求められています。私が調べた範囲では、自治体のBCPとして、（1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、（3）電気、水、食糧等の確保、（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、（5）重要な行政データのバックアップ、（6）非常時優先業務の整理、の6つが挙げられています。特に、自治体の庁舎は電源がない状態になった場合でも、一定期間の業務の継続性、業務持続性が求められます。もし、この自治体庁舎がブラックアウトに陥った場合は、相当な混乱が起こることは安易に想像できるため、国は、災害対策基本法に基づく防災基本計画の中で、防災中枢機能を果たす自治体庁舎や指定避難場所、それから災害の拠点病院などの施設などについて、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるといった準備を各自治体に呼びかけているようです。この停電なんですが、近年でも非常に多発しています。2018年9月には、北海道胆振東部地震が原因で道内全域の停電がありました。また2019年9月には、台風15号が原因で発生した千葉県、茨城県を中心とした大規模停電、これも記憶に新しいところです。そこで問います。この北広島町において、BCP、業務継続計画は、策定されているでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。

- 危機管理課長（野上正宏） BCP、業務継続計画、こちらのほうは策定しております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 作成されているということで、それでは、この北広島町役場の庁舎や各支所、また災害時に多くの方が利用する拠点施設において、自家発電装置や上水の代替となる井戸水等の設置というのはされているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 自家発電設備については、芸北支所以外の庁舎は設置をしております。芸北支所については、発電機を活用し、対応することとなります。井戸水ですが、本庁にはございますが、他の支所にはございません。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 自家発電、もしなかった場合なんですけど、どのぐらい持つもんなんですか、自家発電自体で。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） この本庁舎ですが、48時間だと記憶しております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 48時間、結構短いですかね。大体、もうちょっと長く持たせろみたいなことを新聞でも読んだ気がするんですが、また、ほかの支所で分からないということは、一日で切れるかもしれないし、二、三時間の場合もあるということですか。
- 議長（宮本裕之） 大朝支所長。
- 大朝支所長（竹下秀樹） 大朝支所からお答えします。燃料の補給ができれば、かなり時間は可能ですけども、燃料の補給ができなければ、数時間ということになります。以上です。
- 議長（宮本裕之） 豊平支所長。
- 豊平支所長（益田智幸） 豊平支所も同様の状態でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 燃料の補給ということは、ディーゼル型ということで、電気とか蓄電していないということですね。それは更新時期というのは大丈夫なんですか。今、まだまだ耐用年数はあるということで。
- 議長（宮本裕之） 豊平支所長。
- 豊平支所長（益田智幸） 定期的に点検を行っております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 分かりました。それで、井戸水はないということなんで、もし水が枯れたときであれば、タンクとかを持ってくるという認識でよろしいですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 給水の態勢を整えるということで、タンクを持ってくることになろうと思います。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） お金もかかることですので、全部整備せえとは言えないんですが、なかなか厳しい状況というのは分かりました。それでは、現在建設が予定されている北広島町まちづくりセンターの防災機能、これはどのようになる予定でしょうか。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。

- 企画課長（砂田寿紀） まちづくりセンターでございますが、基本的に避難所として利用できるような諸室のレイアウトということで、させていただいておりますので、避難所として使えるように、それから用品の備蓄庫を設けるということで、対応させていただこうと思っております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それは、それなりに自家発電とか、エネルギーが来なかった場合、それとか、水の関係とか、そういった対策もされるということで、それなりの収容人数もあると思っておりますか。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 避難所ということでございますが、全てが満杯になるということは、当然想定はしておりませんが、自家発電装置も備えております。それから水につきましては、特に備蓄をしているという状況ではございません。上水でございますので、ある程度停電になっても対応できているということが前提になろうかと思えます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 近年の大きな災害を鑑みると、災害時に役立つ設備や備品を有する町内外の民間の施設や企業、個人との協力体制もますます必要になってくると思われまいます。そこで問います。障害のある方や高齢者が使う福祉避難所というものはあるのでしょうか。また、それはある場合、どのような運用を決められているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 福祉避難所は、町内4か所を指定しております。対象者は、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者などで、一般の避難所生活に困難を来す要援護者等としております。一般の避難所に避難してきた方の中に、福祉避難所の対象となる方がおられた場合は、福祉避難所開設を判断し、開設要請書で開設を行います。なお、福祉避難所の開設期間は、発災後から7日以内とされております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） その福祉避難所なんですが、やはり職員だけで、その避難されてきた方をケアするというのは相当難しいと思えます。来られた場合、その施設の職員への対応というか、人のバックアップみたいな、そういったのはどうなっているんですか。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 福祉避難所の運営のことでございますので、福祉課より答弁申し上げます。先ほど、危機管理課長申し上げましたように、町内に4か所ございます。町との協定に基づいて、協定を結んでおるところでございます。具体的には町内旧4町ごとに、4地域にあります特別養護老人ホームでございます。職員の対応についてでございますが、基本的には避難する方は、先ほど申し上げたような方でございますけれども、可能な限りご家族の方同伴ということで、そちらに避難所のほうに行っていただくということで、見守りであるとか、看護、介護等のご家族の方で行っていただくのが基本でございます。災害時、あるいは災害発生のおそれがあるときでございますので、福祉避難所の職員の方は、そこに入居されておる長期入所、短期入所等の方の安全確保、こちらのほうを第一優先として考えていただくということで、職員の方に、その避難者の対応をしてくださいということまでは、協定では求めておりません。以上です。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 分かりました。それでは災害時の避難所として、例えば、商業施設の一部をお借りしたり、空き家等の活用も考えられます。検討はされているでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 商業施設についてでございます。避難場所として、ショッピングセンターの駐車場のほう指定をしております。また、広島北部農業協同組合千代田支店とも協定を締結しておりまして、避難所及び非常食の備蓄について、協力体制を構築しております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） きれいな空き家とか、そういったのはないですね、家族単位に貸すとか、そういったのは考えられていますか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 現在、空き家等の避難所というのは考えておりません。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 先ほどちょっと触れていただきましたが、避難所での生活には水や食糧のほか、衣服やトイレトペーパーなどの消耗品も必要になってきます。提供してくれる企業との連携、何社ぐらいあって、今まであったと思うんですが、どのぐらいあったか、教えていただけますか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 町内の量販店、事業所と、飲食物を宅配する業者1社、こちらと協定を結んでおります。資機材や食材についても、有事の際に対応できる体制を構築しておりますのでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 蓄電池を設置して、電気自動車から電気を引くことを始めたところもあります。非常時に企業や個人が所有している電気自動車や蓄電池をお借りするなど、さまざまな方法を取り入れていくことは考えられているでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 電気自動車で避難所などの電気を補う方法などは有効な方法であると考えております。今後の技術革新を見極めながら研究をしたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 今から電気自動車普及してきますし、町のほうでも使用されているので、そういったのをできるだけ有効活用していただきたいと思います。それでは、以上を踏まえ、今後の方針について町長に聞きたいと思っております。災害対策は待ったなしの状況です。今質問しましたが、施設とか、それから自家発電などもなかなか老朽化が進んでいるのもあると思います。財源が非常に厳しい中ではあります、今後どのように災害への対策を進めていくでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 本町も3年連続で災害、被災をしているということもあります。毎年のように、これからも発生する可能性もあるということで、この災害対策はしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。自分の命は自分で守る自助、それから、地域で守る共助、そして、公的支援による公助、この3つの助けを基本に防災対策を進めていきたい

と考えております。まずは、基本となるのは自助ということで、災害の種類、あるいは程度等によっても行動のパターンが変わってくるということでもありますので、そういったことも踏まえて、危機管理課を中心に出席講座等もしてもらっていますが、自主防災組織等の充実も図りながら、研修等もしながら、進めていきたいというふうに思っております。いずれにしても、こうした計画づくりなり、防災訓練等も必要になってくるんだろうというふうに考えているところであります。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 先ほども言いましたが、近年では、警戒エリアに入っていない場所でも浸水するなど、被害が発生しています。また、町内でも、今から修繕が必要な施設も多々ありますし、定期的な計画の見直しも生じてくると思います。地域住民の方と行政、その他民間とか、さまざまな機関が協力して、想定外の事態でも最小限の被害に対応できる、そういった体制が整うことを希望しまして、私の質問を終了いたします。

○議長（宮本裕之） これで、服部議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日11日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 36分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~